

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

OCTOBER 2019 **194**

トピックス

- ・ブロック主催 特別セミナー開催報告
- ・第13回支部長会 開催報告
- ・市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言

協会活動

- ・JACDSプロジェクト事業
電子タグ(RFID)実証実験の実施に関して
- ・OTC医薬品普及啓発イベントに出展
- ・9月度月次活動報告・議事録

2019年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

セルフメディケーションアワード作品募集のご案内
健康(セルメ)川柳作品募集のご案内
第16回万引き防止キャンペーンのご案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、東京都

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

台風15号の風による災害の復旧も十分でないなか、台風19号による大雨が追い打ちをかけました。それも、これまで経験したことのないような大雨です。会員企業の皆さまの被害はどのくらいであったのか心配ではありますが、復旧作業を続けていただき、少しでも落ち着きましたら協会に連絡をいただければと思います。

昨年の関西を襲った台風21号、今年の15号、そして今回の19号。台風が凶大化しているのを感じます。太平洋上の海水温度の上昇が原因とも言われています。

会員企業の皆さまには、CO2削減に向けた取り組みを毎年、報告いただいています。皆さまの努力いただいた内容を経産省に報告します。2030年の目標数値達成に向けて、さらなる努力をお願いしたいと思います。それが、SDGs推進、サステナビリティ(持続可能な成長)につながることを信じて。

●トピックス

- ・ブロック主催 特別セミナー開催報告
- ・第13回支部長会 開催報告
- ・市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言

●協会活動

- ・JACDSプロジェクト事業 電子タグ(RFID)実証実験の実施に関して
- ・OTC医薬品普及啓発イベントに出展
- ・9月度月次活動報告
- ・議事録

●2019年度 登録販売者試験情報
●協会からのお知らせ

セルフ Medikation アワード、健康(セルメ)川柳 作品募集のご案内
 第16回万引き防止キャンペーンについて
 コンシェルジュマスター研修のご案内
 健康サポート薬局研修 案内
 介護情報提供員募集について
 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
 ダブルライセンス認定制度実施
 一般財団法人日本ヘルスケア協会
 薬剤師賠償責任保険
 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、東京都

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

ブロック主催特別セミナー開催

西日本ブロック

【開催概要】

- ・日時:9月17日(火) 14:30~16:30
- ・会場:太閤園 「ゴールデンホール」
- ・参加者:280名
- ・ブロック長挨拶 西本 誠
- ・会長挨拶 池野 隆光
- ・名誉会長挨拶 寺西 忠幸
- ・セミナー



九州ブロック

【開催概要】

- ・日時:9月24日(火) 14:30~16:30
- ・会場:ソラリア西鉄ホテル「雪」
- ・参加者:80名
- ・ブロック長挨拶 森 信
- ・会長挨拶 池野 隆光
- ・セミナー



中部ブロック

【開催概要】

- ・日時:9月27日(金) 14:30~16:30
- ・会場:メルパルク名古屋「輝」
- ・参加者:160名
- ・ブロック長挨拶 榎原 栄一
- ・会長挨拶 池野 隆光
- ・セミナー



ブロック主催 特別セミナー御礼

ブロック主催 特別セミナーに、多くの業界関係の皆様にご参加いただき、まことにありがとうございました。

昨年9月、東京以外の地区でもセミナーをという要望から、福岡、大阪、名古屋の3カ所の会場で開催しました。東京以外でのセミナー開催は珍しいとのことで、大変好評でした。今回も、予想を上回る参加に席数や資料を追加するほどの盛会となりました。

今後も、皆様のお役に立つ情報を提供してゆきたいと考えております。今後ともよろしく願います。



副会長兼
組織委員長
皆川 友夫

JACDS

ブロック主催 特別セミナー 開催報告

■JACDSの目指すもの～尊敬される企業集団を目指す～

今年6月に就任された池野会長が3会場に参加され、ご挨拶と協会活動の方針について説明されました。テーマとして掲げている「尊敬される企業集団」とはどんな団体なのか。「尊敬される企業集団」になるにはどんな取り組みをすすめれば良いのか、ドラッグストアの方向性を解説されました。



日本チェーンドラッグストア協会のテーマ

全体テーマ:尊敬される企業集団を目指す

基本テーマ:

1. 予防・治療・介護の拠点化を目指す
2. 「街の健康ハブステーション」構想実現に向けた取り組みを強化する
3. 調剤、介護、食と健康の普及拡大、省力化 & 専門性の強化研究に取り組む
4. 登録販売者の職能拡大、地位向上を目指す
5. 業界全体でSDGs(エスディーゼーズ)の推進を行う
6. 地方自治体との連携を強化する活動を行う
7. 日本ヘルスケア協会と連携し、実績を上げる活動をさらに強化する

1

■ドラッグストアの現状と展望～ドラッグストア業界研究レポートのポイント～

資料として配布した「ドラッグストア業界研究レポート」のポイントを中澤専務理事が解説しました。冊子の充実した内容は「事業に役立つ」と大変好評です。

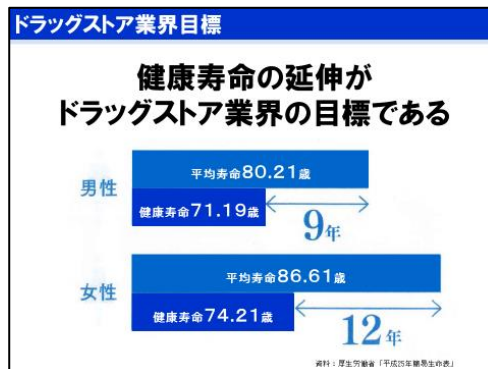
今回のセミナーでは、2019年上半期のトピックスとして、冊子が作成された6月以降の業界の動向や協会の取り組みについて説明したため、参加者は熱心にメモを取りながら聞いていました。



■どうしてドラッグストアは伸び続けることが可能なのか

昨年に続き、今年も3会場に於いて JACDS 今西信幸事務総長によるセミナーが行われました。

「現在の医療の問題点」として高齢化、医薬分業、医療機関と薬局の違いについて解説され、これからの医療は予防・治療・介護の3点が必要であり、その中の予防の分野にドラッグストアは必要不可欠な存在であると説明されました。そして、予防のポイントとしては「食」が重要になるので管理栄養士を活用しながら、地域の住民の健康相談をする存在がドラッグストアであると解説されました。



第13回 支部長会 開催報告

第13回支部長会は、9月17日(火)西日本ブロック、20日(金)東日本ブロック、24日(火)九州ブロック、27日(金)中部ブロックと全国4会場で開催されました。

参加者はブロック長、副ブロック長、各支部長と池野会長、樋口副会長、皆川副会長兼組織委員長、浦上副会長兼登録販売者委員長、今西事務総長、中澤専務理事、田中事務総長補佐、九州と中部は支部長以外の正会員も参加しました。池野会長は就任後初めての支部長会なので、全部の会場に参加され挨拶されました。

議事の中で、支部長から行政訪問の報告をしていただきました。2019年度前期の支部長の地域行政への訪問は、45の都道府県と8の政令指定都市で実施されました。

今回の訪問では、近年災害が増えているため、災害時の協力についての質問や物資協定についての話題、来年3月に登録販売者の経過措置期間が終了することについての話題が多くみられました。また、薬剤師不足が深刻な県庁が数県あり、募集の方法について相談された支部や協力を求められた支部がありました。

行政訪問報告の後、登録販売者委員会からの報告として浦上登録販売者委員長より、平成26年8月の厚生労働省医薬食品局長通知の中に「名札に『医薬品登録販売者』と記載しても差支えない」との記載があったと紹介されました。また法制委員会と合同で開催した厚生労働省との意見交換で登録販売者の諸問題について要望したことについて説明がありました。その後、中澤専務理事より事務連絡で案内した「薬機法改正により導入される特定機能薬局の認定要件について」のアンケートの説明と協力をお願い、「OTC医薬品販売ルールの遵守徹底について」の説明がありました。



9月17日(火)西日本ブロック 支部長会
(太閤園)



9月20日(金)東日本ブロック 支部長会
(メルパルク東京)



9月24日(火)九州ブロック 支部長会
(ソラリア西鉄ホテル)



9月27日(金)中部ブロック 支部長会
(メルパルク名古屋)

市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言

市販薬による10代の薬物濫用の拡大が、全国紙やテレビ報道で取り上げられるなど社会問題化しつつあります。ドラッグストアは市販薬のほとんどすべてを販売しており、この問題を見過ごすわけにはいきません。そこで、去る10月11日の理事会において議論し、緊急の対応策を取りまとめました。(次ページ参照)
 なお、この問題についてはメーカーサイドとも引き続き協議し、有効な手段を検討してまいります。

2019. 9. 16

市販薬 10代の乱用急増

昨年調査 精神科患者、4割以上

2018年に薬物依存などで全国の精神科で治療を受けた10代患者の4割以上が、せき止め薬や風邪薬などの市販薬を乱用していたことが厚生労働省の調査で明らかになった。14年の調査では1人もおらず、近年急増していることを示し、「消えたい」「死にたい」などと考え、生きづらさを抱えた若者が、一時的に意欲を高めるために市販薬を乱用するケースが多いという。せき止め薬は安価で簡単に入手できる上、中枢神経興奮薬と抑制薬の両方の成分が含まれている。

全国の入院設備のある精神科1566施設を対象に調査を実施。18年9〜10月に薬物関連の治療を受けた患者のうち同意が得られるなどした26%

はわずかに増えた。10代は34人で、41%が市販薬を使用し、次いで大麻が21%だった。危険ドラッグは1人もいなかった。前々回の14年調査では市販薬0%、大麻4%、危険ドラッグ48%で、傾向が変化していた。



た 販 配 申 動 向 関 同 本 社

2019. 9. 17

【第三報】

乱用の恐れある市販薬

不適切販売48%

複数購入時

厚生労働省は16日まで、乱用の恐れのある一般医薬品を複数購入しやすとする客に対し、薬局やドラッグストアの48%が医薬品医療機器法で義務付けられた「使用目的の確認」などをしていないまま販売していた。

とすると2018年度の厚生労働省の調査の結果を発表した。17年度は38.8%が順守できていなかったが、18年度に状況は悪化。厚生労働省は12日に「薬の不適切な販売で、対策が必ず必要」として、監視と指導を強化するよう、販売業の許可を出している都道府県に通知を出した。

調査対象は、依存症の原因となる成分が含まれるせき止めなどの市販薬。薬局では46.6%、ドラッグストアで48.1%が若年者への本人確認

などの質問を何もせずに販売していた。厚生労働省の委託を受けた調査会社が昨年11月〜今年1月、一般消費者として全国5千の薬局やドラッグストアで実際に購入して調べた。インターネットで販売される医薬品についても同様の調査をしたところ、17年度より10.2%下回る53.2%が必要確認をせずに販売していた。

市販薬による10代の薬物濫用撲滅宣言

2019年10月17日

日本チェーンドラッグストア協会

2019年第3回理事会決定

10代の薬物関連精神疾患患者の4割が市販薬の濫用によることが厚生労働省の調査結果で判明し、^(注1)全国紙やテレビで取り上げられるなど、大きな社会的関心を集めています。

一方、ドラッグストアの約半数で、濫用の恐れのある医薬品^(注2)に関する販売ルールが守られていないことが公表されています。^(注3)

ドラッグストアは市販薬のほとんどすべてを販売しており、この問題を見過ごすわけにはいきません。そこで、協会理事会では緊急の対応策として、下記のとおり、10代の顧客に対してより厳格な販売時の自主ルールを定めました。

会員企業各位には、事態の深刻さを認識され、販売ルールを遵守徹底されますことを要請いたします。なお、理事会では引き続きこの問題をフォローし、メーカーサイドとの協議を含め対応策を検討します。

(注1) 「濫用の恐れのある市販薬の適正使用について」厚生労働省医薬品・医薬機器等安全情報(2019年8月 No.365)

(注2) エフェドリン、コデイン(鎮咳去痰薬に限る)、ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)、プロムワレリル尿素(プロモパレリル尿素)、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る)を成分として含有する医薬品(平成26年厚生労働省告示第252号)

(注3) 厚生労働省「平成30年厚生労働省医薬品販売実態把握調査結果」(2019年9月)

→ 濫用の恐れのある医薬品を買問等されずに複数購入できた 48.1%

1. 10代の顧客への販売に際しては、学生証、申告書等により氏名・年齢・学校名又は勤務先を確認する。確認できない場合は販売しない。なお、申告書の書式は任意とします。
2. 10代の顧客に対する次の成分を含有する医薬品の販売は、上記1に加え、一律一人一包装単位(一箱、一瓶)とする。

ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)

メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る)

プロムワレリル尿素(プロモパレリル尿素)

3. 各種の掲示により、販売ルールの周知や薬物乱用撲滅の啓発活動を行う。

参考 ドラッグストアにおける10代の顧客に対する市販薬の販売ルール

対象医薬品	現行の国のルール	協会の自主ルール
濫用のおそれのある医薬品 (6成分)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の事項を確認すること ① 購入者が若年者(中・高校生)である場合は氏名および年齢 ② 他の薬局、販売店からの購入の状況 ③ 適正な使用量を(原則一人一包装単位)超える購入の場合はその理由 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学生証、申告書等による氏名・年齢・学校名又は勤務先の確認 ■ 確認できない場合は販売しない
ジヒドロコデイン、メチルエフェドリン、プロムワレリル尿素(プロモパレリル尿素) (3成分)		<ul style="list-style-type: none"> ■ 同上 ■ 一律一人一包装単位に限定(やむを得ない場合は除く)

JACDSプロジェクト事業 電子タグ(RFID)実証実験の実施

人口減少・超高齢化社会や業態ボーダレス化など経営環境が刻一刻と変化する中、ドラッグストア業界が掲げる、2025年10兆円産業化、3万店舗の実現には、人手不足を解消し、高効率店舗運営や他業態と差別化を図る為のきめ細かな専門性を備えたサービスの訴求が必要となります。

そこで、JACDSは「ドラッグストアスマート化宣言」を経済産業省と共同で発表しました。次世代を支えるドラッグストアの実現に向け、まず電子タグ(RFID)に着目し、今年度2月会員企業3社にご協力頂き、電子タグ(RFID)の店舗導入に向けた実証実験を実施致しましたので御報告します。

1. 実証実験の内容

JACDSは、NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)・経済産業省事業「スマートサプライチェーン実証実験」と連携し、一連の実験内容からお互いが目的とする内容を検証しました。

2. 実験の成果に関して

今回は、ドラッグストア業界初となる大規模な実験として、電子タグ(RFID)に不慣れな状態でしたが短い期間でも効率化をすることが出来ました。練度が高まることによって更なる効率化も期待されます。大きな可能性を持つ電子タグ(RFID)ではありますが、今後クリアすべきハードルも多く、一歩ずつ前進して行くためにも会員企業の皆様に今後も絶大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

実験の詳細に関しては、JACDS会員専用HP上にて、「電子タグ(RFID)プロジェクト活動報告」をご閲覧下さい(9月26日掲載)。

対象エリア	実施項目	実施内容	NEDO 経済産業省	JACDS
物流エリア	①RFIDの貼付	・日立物流センター内、メーカー、店頭でのタグ貼付	○	○
店舗	②入出荷時の読取	・出荷、入荷情報を情報共有システムに記録(検品)	○	○
	③販売(レジ精算)	・通常通りのバーコード決済(RFIDリーダーをレジ下に設置) ・RFID対応レジで決済(ココカラファイン様)	○	○
	④棚卸・在庫確認	・情報共有システムより商品、物流の可視化 ・ハンディリーダーを使用した棚卸(効率化、精度検証)	○	○
	広告最適化	・LINEを活用して友達に販促情報を通知 ・広告対象商品棚で手に取った商品情報をサイネージで表示	○	-
家庭内	スマートホーム	・LINEを活用して友達に販促情報を通知 ・プラインジ対象商品棚から適合する期限の商品を購入するとお得	○	-
		・購入された商品が家庭でどのようなライフサイクルになるのか ・購入後のマーケティング、販売促進の活用	○	-

【図：企業別実験内容】

実施企業	ウエルシア様	ココカラファイン様	ツルハ様	
実施店舗	千代田御茶ノ水店	清澄白河店	目黒中根店	
営業時間	8:00~21:00	10:00~22:30	9:00~23:00	
実験開始日	2月15日	2月12日	2月12日	
実験終了日	2月28日	2月28日	2月28日	
実験対象商品	タバコ、新聞、雑誌を除く全商品	22SKU	39SKU	
実験項目	① RFIDの貼付	○	x	x
	② 入出荷時の読取(検品)	x	○	○
	③ 販売(レジ精算)	○	○※レジ決済も実施	○
	④ 棚卸・在庫確認	○	x	x

【図：JACDS、経済産業省・NEDO実験実施区分の詳細】

OTC医薬品普及啓発イベントに出展

2019年10月4日、5日の2日間、東京日本橋の福德の森と江戸桜通り地下歩道に於いて「OTC 医薬品啓発イベント」が開催され、OTC医薬品を販売する登録販売者を一般消費者の方にもっと知っていただくこと、JACDS登録販売者委員会が出展しました。

■10月6日は何の日でしょう？

今年、日本記念日協会に申請し「登録販売者の日」として記念日登録された「10月6日(トウロク)」を知ってもらおうと、通りかかった方に「10月6日は何の日でしょう」とクイズのボードを見せながら声をかけました。



■やってみよう！OTC医薬品区分分け

ブースに立ち寄られた方に、第1類から第3類医薬品の空き箱を第1類～第3類と記載した紙の上に分ける体験をしていただきました。OTC医薬品の箱に区分の印字があるという事を今回初めて知ったという方がほとんどで、特に「リアップは薬剤師がいないと買えないのね」と驚かれた方がたくさんいました。

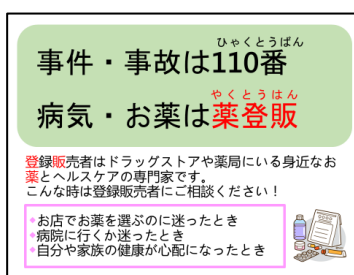


■「10月6日は登録販売者の日」

表に「10月6日は登録販売者の日」、裏に「事件・事故は110番、病気・お薬は薬登販(やくとうはん)」と記載した名刺大のカードを景品に付け、クイズに答えた方や区分分け体験をされた方に配布しました。

1,000個用意した景品はすべて配布され、予想以上の参加者に驚きました。

登録販売者の認知度を高める良い機会となりました。



【OTC医薬品普及啓発イベント開催概要】

目的：セルフメディケーションに果たす OTC 医薬品の役割

OTC 医薬品の正しい知識や使い方などの普及啓発

日時：2019年10月4日(金) 12:00~19:00

10月5日(土) 10:00~16:00

会場：福徳の森(第1会場)

江戸桜通り地下歩道(第2会場)

東京薬事協会(第3会場)

主催：日本一般用医薬品連合会(日本 OTC 医薬品協会・日本家庭薬協会)

公益社団法人 東京薬事協会 / 公益社団法人 東京生薬協会

公益社団法人 東京都薬剤師会 /

公益社団法人 東京都医薬品登録販売者協会

後援：厚生労働省 / 東京都 / 東京商工会議所 / 日本薬科大学

参加企業：OTC 製薬企業など 31 社



開会式(藤井実行委員長挨拶)

OTC医薬品普及啓発イベント

よく知って、正しく使おう OTC医薬品

開催日時: 10月4日(金) 12:00~19:00 / 5日(土) 10:00~16:00

第1会場 (会場名)

第2会場 (江戸桜通り地下歩道)

第3会場 (OTC製薬協会各務分館(都立大前ビル2F))

イベントコーナー

プレゼンテーション&アンケート スケジュール

イベントコーナーにて、下記の時間帯で各社が自社製品のプレゼンテーション(約20分)を行います。

※参加した方には製品又は製品サンプルの申請書をお渡し致します。参加ご希望の方は、下記表の企業ブースで参加券(申請書)をお取りいただけますのでブースにお越し下さい。

また、プレゼンテーション後に行われますアンケート(約20分)へご協力いただいた方には、抽選券をお渡し致します。

※アンケートの抽選券は抽選となります。

時間	10月4日(金) 12時	10月5日(土) 10時
11:00~11:20	日本生薬協会	安田製薬
11:20~11:30	三共製薬	安田製薬
11:30~12:10	三共製薬	安田製薬
12:10~12:30	三共製薬	安田製薬
12:30~12:40	三共製薬	安田製薬
12:40~12:50	三共製薬	安田製薬
12:50~13:10	三共製薬	安田製薬
13:10~13:40	三共製薬	安田製薬
13:40~14:00	三共製薬	安田製薬
14:00~14:10	三共製薬	安田製薬
14:10~14:30	三共製薬	安田製薬
14:30~14:40	三共製薬	安田製薬
14:40~15:00	三共製薬	安田製薬
15:00~15:10	三共製薬	安田製薬
15:10~15:30	三共製薬	安田製薬
15:30~15:50	三共製薬	安田製薬
15:50~16:00	三共製薬	安田製薬
16:00~16:20	三共製薬	安田製薬
16:20~16:30	三共製薬	安田製薬
16:30~16:50	三共製薬	安田製薬



閉会式(小池都知事挨拶)

JACDS

9月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月11日(水) JACDS東京事務所 12:00~16:30	第2回法制委員会	登録販売者の諸問題について厚生労働省との意見交換会を実施	9名
9月11日(水) JACDS東京事務所 16:00~18:00	第3回防犯・有事委員会	委員長挨拶 1. 不自然な挙動等の振動を感知するシステムの紹介について 2. 自然災害以外のリスク項目に関する意見交換について 3. 日本赤十字からの国際救援派遣時の携行医薬品に関する支援協定について 4. 台風15号による被害に関する調査について 5. 第16回万引き防止キャンペーンポスターについて 6. 大量窃盗情報共有の今後の対応について 7. 全国万引犯罪防止機構からの依頼について 8. 会員企業における警察との連携に関する事例報告 9. 組織委員会による地方行政との災害時物資支援協定の状況について 10. その他	4名
9月12日(木) JACDS東京事務所 11:30~14:30	第3回登録販売者委員会	委員長挨拶 1. 厚生労働省との意見交換について 2. OTC医薬品普及啓発イベントの説明 3. 登録販売者アンケート結果 4. その他	6名
9月13日(金) JACDS東京事務所 13:00~15:00	第2回業界システム化推進委員会	委員長挨拶 1. SIPスマート物流サービスについて 1) 事業内容について 2) ヒアリング結果について 3) 今後について 2. その他 3. 次回の開催について	13名
9月13日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第139回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 第4次安倍再改造内閣にヘルスケア議員懇話会から入閣 2) 事務総長補佐職に田中浩幸氏 3) 一般財団法人 日本ヘルスケア協会に協力 4) 第15回セルフメディケーションアワード&第8回健康(セルメ)川柳 5) 今後の予定 6) その他 7) 次回の開催案内について 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会 一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会(日登協) 登録販売者における調剤業務のあり方について 3. 日本置き薬協会から 配置業界、夏の終わりのハーモニー 合併発表と業界功労者の逝去 4. 日本薬業研修センターから 活動報告	34名
9月17日(火) 太閤園 迎賓館 2階「オーキッドテラス」 11:30~14:00	西日本ブロック第13回支部長会	挨拶 西本ブロック長、皆川委員長、池野会長 議 事 1: 行政訪問の報告について 2: 災害時支援物資協定について 3: 登録販売者委員会からの報告 4: その他	23名
9月17日(火) 太閤園 迎賓館 2階「ゴールデンホール」 14:30~16:30	西日本ブロック特別セミナー	挨拶 貴島ブロック長、池野会長、寺西政治連盟副会長 1. 「JACDSの目指すもの」 JACDS会長 池野 隆光 2. 「ドラッグストア業界研究レポート」冊子解説 JACDS専務理事 中澤 一隆 3. 10兆円産業化に向けて「どうしてドラッグストアは伸び続けることが可能なのか」 JACDS事務総長 兼 一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西 信幸	280名
9月20日(金) ホテルグランドパレス 4階「白鳥」 12:00~15:00	東日本ブロック第13回支部長会	挨拶 関ブロック長、皆川委員長、池野会長 議 事 1: 行政訪問の報告について 2: 災害時支援物資協定について 3: 登録販売者委員会からの報告 4: その他	19名
9月24日(火) ソラリア西鉄ホテル 8階「陽炎」 12:00~14:00	九州ブロック 第13回支部長会	挨拶 森ブロック長、皆川委員長、池野会長 議 事 1: 行政訪問の報告について 2: 災害時支援物資協定について 3: 登録販売者委員会からの報告 4: その他	16名
9月24日(火) ソラリア西鉄ホテル 8階「雪」 14:30~16:30	九州ブロック 特別セミナー	挨拶 森ブロック長、池野会長 1. 「JACDSの目指すもの」 JACDS会長 池野 隆光 2. 「ドラッグストア業界研究レポート」冊子解説 JACDS専務理事 中澤 一隆 3. 10兆円産業化に向けて「どうしてドラッグストアは伸び続けることが可能なのか」 JACDS事務総長 兼 一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西 信幸	80名
9月27日(金) メルパルク名古屋 4階「錦」 12:00~14:00	中部ブロック 第11回支部長会	挨拶 榊原ブロック長、皆川委員長、池野会長 議 事 1: 行政訪問の報告について 2: 災害時支援物資協定について 3: 登録販売者委員会からの報告 4: その他	18名
9月27日(金) メルパルク名古屋 1階「輝」 14:30~16:30	中部ブロック 特別セミナー	挨拶 榊原ブロック長、池野会長 1. 「JACDSの目指すもの」 JACDS会長 池野 隆光 2. 「ドラッグストア業界研究レポート」冊子解説 JACDS専務理事 中澤 一隆 3. 10兆円産業化に向けて「どうしてドラッグストアは伸び続けることが可能なのか」 JACDS事務総長 兼 一般財団法人日本ヘルスケア協会 会長 今西 信幸	160名

会議議事録

2019年度 第3回 防犯・有事委員会 議事録

日時: 2019年9月11日(水) 15:00~17:00

場所: JACDS東京事務所

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)
 委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)
 委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)
 委員 館野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス 総務部 副部長)
 事務局 山田

内容: 石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. 不自然な挙動等の振動を感知するシステムの紹介について

- ・人間の体の動きを振動として捉える事で、不自然な挙動や精神状態を感知し、盗難などを未然に防止する仕組みについて説明を受け、以下の確認を行なった。
- ・コンビニ等では導入事例があり、ドラッグストアでも実証実験を行っているとのこと。毎日医薬品を購入している客が毎回異常値を検出するため、購入品を確認した所、濫用の恐れのある医薬品を購入していたという事例もある
- ・その他、導入当たりの仕様や価格等について確認を行なった。
- ・万引きに限らず盗撮などの犯罪に関しても事前検知、予防に使えるのではないかと意見が出された。

2. 自然災害以外のリスク項目に関する意見交換について

- ・小売業における自然災害以外のリスク項目(クレーム対応、ロス対策(外部不正・内部不正)、従業員の規範意識・ロイヤリティの低下等)について説明を受け、以下の確認を行なった。
- ・店舗でのトラブル発生時において、クレマーによる動画撮影に関して撮影をやめていただくようお願いする事は指し使えない、止めていただけない場合、トラブル対応の中止、警察への連絡等の対応を段階的に実施するのが望ましい。
- ・女性従業員に対するストーカ的な被害の場合には、企業として従業員に対して警察への相談に関するアドバイスを行ない、その記録を残しておくなど、安全配慮義務に配慮した行動を行なう事が重要である。
- ・内部通報窓口を設置した場合、通報されたハラスメントに関する調査を行っていく過程の中で社内での不正が見つかる例も多い。
- ・商品ロスに関しては、大量窃盗などの外部不正もあるが、従業員が関与する内部不正によるものが増加していると思われる。
- ・大量窃盗は依然として活発に活動しているが、手口の巧妙化により全容が分かりにくくなっている。自己消費目的の万引では低年齢化と高齢化の二極分化している。また、高齢者は再犯率が非常に高く、社会問題化している。
- ・「店舗運営に関する防犯・有事対応の困った点について」会員企業から意見を集め、対応に関する検討を行なってはどうか。

3. 日本赤十字からの国際救援派遣時の携行医薬品に関する支援協定について

- ・中澤専務より説明を受け、以下の確認を行なった。
- ・具体的な進め方としては「そらぶちキッズ」への支援を同じような対応で良いのではないかと、との意見が出された。
- ・対外的な協力、社会貢献の事業として、委員会として検討を進めていく見解である事を確認した。中澤専務より常任理事会に諮り、対応を進めていただくこととする。

4. 台風15号による被害に関する調査について

- ・地域的には偏っているが、被害が大きかったことが判明してきていることから会員企業の被害状況に関して調査を行なう。
- ・義援金協力に関しては赤十字がどのような条件で設定しているのか確認する。

5. 第16回万引き防止キャンペーンについて

- ・ポスター案(二校)について検討を行い、最終案の作成について意見を確認した。ポスターの決定はメールベースで決定した上で、印刷、配布を進めていくことを確認した。

6. 大量窃盗情報共有の今後の対応について

- ・大量窃盗情報共有を実施している企業からの回答のとりまとめ結果を事務局より報告した。委員からは次の意見が出された。
- ・5万円以上の窃盗がないと回答している企業に関しては、本当に発生していないのか、あるいは確認できていないのか両方の可能性がある。
- ・回答数が少なすぎるため再度提出をお願いし、とりまとめを行なう。また、大量窃盗情報との整合性を確認する。

7. 全国万引犯罪防止機構からの依頼について

- ・機構からのお願いについて確認を行い、小売りの業界全体に向けてのお願いであることから、会員向けに案内を送付することを確認した。
- ・案内の文面はメールベースで確認を行なった後に案内を行なうこととする。

8. その他

1) 企業と警察との連携に関する事例報告

- ・委員の企業より警察からの窃盗犯の逮捕等の情報提供事例について説明をいただいた。
- ・10万円以上の事例については防犯担当者が全国の所轄警察に直接協力をお願い、挨拶に行っていることが理由ではないかとのことであった。

2) 組織委員会による地方行政との災害時物資支援協定の状況について

- ・資料を基に事務局より締結状況を報告。
- ・自治体により企業との締結を希望する場合と協会との締結を希望する場合がある。

●次回開催

- ・日時: 2019年11月21日(木) 16~18時
- ・場所: JACDS東京事務所

以上

2019年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2019年10月18日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月28日(水)	10月1日(火)	1,340名	2,085名	64.3%	
青森県	8月28日(水)	10月1日(火)	433名	710名	61.0%	
岩手県	8月28日(水)	10月1日(火)	343名	603名	56.9%	
宮城県	8月28日(水)	10月1日(火)	800名	1,292名	61.9%	
秋田県	8月28日(水)	10月1日(火)	309名	542名	57.0%	
山形県	8月28日(水)	10月1日(火)	326名	543名	60.0%	
福島県	8月28日(水)	10月1日(火)	1,473名	2,487名	59.2%	
茨城県	9月11日(水)	10月11日(金)	584名	1,644名	35.5%	
栃木県	9月11日(水)	10月11日(金)	368名	1,147名	32.1%	
群馬県	9月11日(水)	10月11日(金)	491名	1,421名	34.6%	
埼玉県	9月8日(日)	10月8日(火)	734名	3,138名	23.4%	
千葉県	9月8日(日)	10月8日(火)	683名	2,749名	24.8%	
東京都	9月8日(日)	10月8日(火)	1,334名	5,126名	26.0%	
神奈川県	9月8日(日)	10月8日(火)	956名	3,396名	28.2%	
新潟県	9月11日(水)	10月11日(金)	370名	1,034名	35.8%	
富山県	9月4日(水)	10月18日(金)	310名	710名	43.7%	
石川県	9月4日(水)	10月18日(金)	293名	790名	37.1%	
福井県	8月25日(日)	10月4日(金)	344名	846名	40.7%	
山梨県	9月11日(水)	10月11日(金)	180名	469名	38.4%	
長野県	9月11日(水)	10月11日(金)	318名	997名	31.9%	
岐阜県	9月4日(水)	10月18日(金)	571名	1,351名	42.3%	
静岡県	9月4日(水)	10月18日(金)	1,107名	2,081名	53.2%	
愛知県	9月4日(水)	10月18日(金)	1,392名	2,874名	48.4%	
三重県	9月4日(水)	10月18日(金)	484名	1,020名	47.5%	
連合★ 関西広域	滋賀県	8月25日(日)	10月4日(金)	5,711名	9,713名	58.8%
	京都府					
	大阪府					
	兵庫県					
	和歌山県					
	徳島県					
奈良県	8月20日(火)	10月15日(火)	1,516名	2,637名	57.5%	
鳥取県	10月30日(水)	12月13日(金)				
島根県	10月30日(水)	12月13日(金)				
岡山県	10月30日(水)	12月13日(金)				
広島県	10月30日(水)	12月13日(金)				
山口県	10月30日(水)	12月13日(金)				
香川県	10月24日(木)	12月3日(火)				
愛媛県	10月24日(木)	12月3日(火)				
高知県	10月24日(木)	12月3日(火)				
福岡県	12月8日(日)	1月15日(水)				
佐賀県	12月8日(日)	1月15日(水)				
長崎県	12月8日(日)	1月15日(水)				
熊本県	12月8日(日)	1月15日(水)				
大分県	12月8日(日)	1月15日(水)				
宮崎県	12月8日(日)	1月15日(水)				
鹿児島県	12月8日(日)	1月15日(水)				
沖縄県	12月8日(日)	1月15日(水)				
計			22,770名	51,405名	44.3%	

★2019年度から関西広域連合にて実施 ※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

9月15日より第15回セルフメディケーションアワードの作品募集が始まっています。応募期限は約3か月後の12月15日です。エントリーシートは協会ホームページからダウンロード可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

■健康(セルメ)川柳コンクール作品募集のご案内

10月1日より第8回の作品募集が始まっています。応募期限は約4か月後の1月31日です。協会ホームページのエントリーフォームから応募可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

■万引き防止キャンペーンのご案内

10月上旬より12月末までの約3ヶ月間、第16回万引防止キャンペーンを実施しています。ポスターの店頭掲示等により周知啓発をお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

■「コンシェルジュマスター研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想に欠かせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは「コンシェルジュマスター研修」を行っています。ドラッグストアで重要な役割を担う、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁3ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■日本ヘルスケア協会 のご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

■「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

第15回

セルフメディケーション アワード

作品大募集!!

募集
期間

2019年 9月15日(日)

2019年12月15日(日) 必着

15th SELF-MEDICATION AWARD

最終選考会は2020年3月19日(木)幕張メッセ国際会議場で開催!

応募詳細は、裏面又は
協会のホームページをご覧ください。
<http://www.jacds.gr.jp>

 <small>※個人の活動部門 団体の活動部門</small> 各1作品		 <small>※学生部門での応募はグランプリ、準グランプリの対象外です。 ※準グランプリ、フレッシュ部門賞、学生部門特別賞は該当作品が無い場合があります。</small>	
--	--	---	--

第20回 JAPANドラッグストアショー(3/19~21会場:幕張メッセ国際展示場ホール)共催イベント

テーマ 20回目の誓い、地域に寄りそドラッグストア~本気のセルフメディケーション、はじめましょう~

募集テーマと応募対象者

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- テーマ
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
 - 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
 - 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

- 応募対象者
- ◆薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
エキスパート部門：業界経験3年超
フレッシュ部門：業界経験3年以内(募集時点での業界での勤務年数)
 - ◆薬学生、薬業専門学校生
学生部門：薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生

主催
問い合わせ

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協会の、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会(以上12団体順不同)

第15回 セルフメディケーションアワード 作品応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-MAILにて送信下さい。
送付先：sec@jacds.gr.jp
件名：第15回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。
〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第15回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2019年9月15日(日)～2019年12月15日(日)(必着)

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
- 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

応募資格と部門

- ◆ 薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)
【応募部門】
 - エキスパート部門：業界経験3年超
 - フレッシュ部門：業界経験3年以内
(募集時点での業界での勤務年数)
- ◆ 薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件を満たさない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数：2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- フレッシュ部門への応募については応募時点での業界経験が3年以内であること。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- ① 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、佳作等の選考を行います。
- ② グランプリ候補作品は、応募論文及び、2020年3月19日(木)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2020年1月中旬に通知を行なう予定です。
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。
※最終選考会は一般には公開を行わず、候補者と審査委員と業界関係者、報道関係者の参加で行います。

表彰と報奨

- グランプリ：賞金20万円 1作品
 - 準グランプリ：賞金10万円
個人の活動部門／団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
 - 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞、学生部門特別賞等)：賞金5万円
※上記の賞は、2020年3月19日(木)に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
 - フレッシュ部門賞：賞金5万円 1作品
※審査結果によっては受賞作品が無い場合も有ります。
 - 佳作：賞金1万円
※佳作は全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です。
 - 奨励賞：図書カード 千円分
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。
- 薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。

JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

その他

- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

健康(セルメ)川柳 コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、
健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募はどなたでもOK!ふるって応募ください。

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募ください
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します



【セルフメディケーションとは?】

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】

薬、健康食品、機能的食品、サプリメント、医師、薬剤師、登録販売者、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、介護、スマイルケア食品、等々…

賞・記念品

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ● 大賞 | 1作品 | 賞金20万円 |
| ● 準大賞 | 1作品 | 賞金10万円 |
| ● 日本チェーンドラッグストア協会会長賞 | 2作品 | 賞金5万円 |
| ● JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● スポンサー賞 | 各社1作品 | 賞金5千円 |

【記念品】

- 受賞者にはトロフィー
- 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】 第20回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。
～2020年3月19日(木)幕張メッセ(千葉)～

- 川柳学会専務理事 尾藤川柳先生に優秀100作品を選考していただき、3月19日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

【発表】

- JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
- 協会ホームページでの公表
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2020年4月下旬予定)

《主催者・問い合わせ先》

日本チェーンドラッグストア協会 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

http://www.jacds.gr.jp/ E-mail:sec@jacds.gr.jp

第8回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2019年10月1日(火)～2020年1月31日(金)
 (郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合は日付変更までに登録完了した分)

《応募資格》

特にございません。
 広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

《応募方法》

次の方法から選び、応募ください。

■スマートフォンによる応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募

このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を記入いただき、63円切手を貼って投函ください。または切り取らずにFAXにて送付ください。

FAX送付先: 045-474-2569

※必要事項が記載されていれば官製はがきでの応募も受け付けます。

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
- 1人あたりの応募数に上限はありません。
 (受賞は1人1作品となります)
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会に帰属します。

応募はどなたでもOK!
 ふるって応募ください。



スマートフォン用QRコード



キリトリ線

応募作品

* 「ふりがな」をつけてください。

作品1

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

作品2

五	ふりがな				
七	ふりがな				
五	ふりがな				

キリトリ線

郵便はがき

63円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10
 楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会
 健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)	年齢	才
	性別	男 女
	○で囲んでください	

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。
 表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

E-mail
 (携帯メール可)

万引きは警察に通報します!

Shoplifting prohibited! Call the police!!!

禁止万引き!!

Nghiêm cấm ăn cắp đồ! Gọi cảnh sát!!!



防犯カメラ
作動中

当店は
警察と連携して
万引き対策を
行なっています

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会
防犯・有事委員会

後援 / 警察庁・全国万引犯罪防止機構

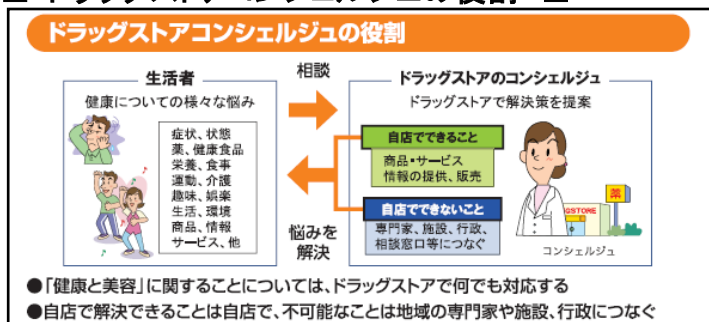
6月より、受講者の学習画面を見やすくリニューアル 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本重点施策にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

6月に、受講者の方が見やすく、学習できるように、サイドのリニューアルを行いました。今後、カテゴリーテーマを増やしていく予定ですので、まだ登録されていない方は、お早めに登録し、受講を開始して下さい(リニューアルサイトの主な特徴を後頁に紹介していますので、ご参照下さい)。

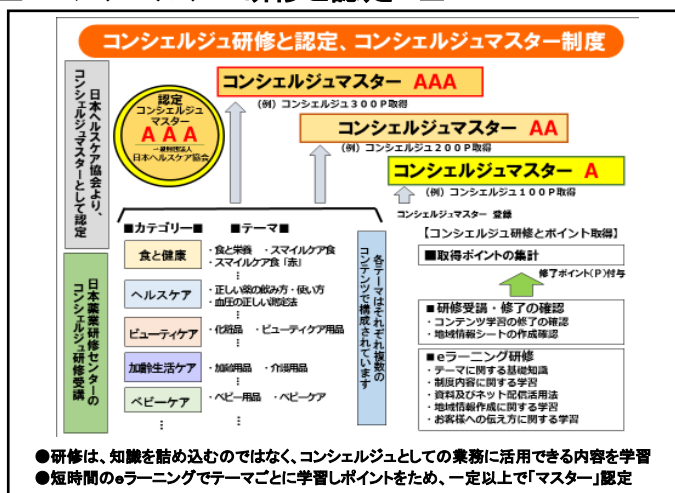
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会(認定委員会)より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介(法律に抵触しない範囲・方法で)
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座			
テーマ	■食と健康	コンテンツ	
	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他	
	★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他	
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎	
	★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)	
テーマ	★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)	
	その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他	
テーマ	■ヘルスケア	コンテンツ	
	★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー	
	★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介	
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他	
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用方法/他	
テーマ	サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他	
	■ビューティケア	コンテンツ	
	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ/法/その他	
テーマ	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他	
	サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他	
テーマ	■加齢生活ケア	コンテンツ	
	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用方法/TPO対処法/他	
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他	
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用方法/介護・介護用品使用方法/他	
テーマ	■ベビーケア	コンテンツ	
	ベビー用品	赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他	
	ベビーケア	赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他	
	妊娠・出産	妊娠から出産までの基本知識/快適マタニティライフ/その他	
テーマ	■健康維持生活	コンテンツ	
	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介	
	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他	
	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他	
テーマ	■健康関連制度	コンテンツ	
	薬機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他	
	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他	
	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他	
テーマ	■その他	コンテンツ	
	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他	
	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他	
	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他	
	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他	
その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他		

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法 : eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費 : しばらくの間は無料で受講可能(有料になった時、継続をご希望かご連絡します)

受講対象者 : 登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法 : 受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。	日本薬業研修センターにご連絡下さい。ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先: 日本薬業研修センター

TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

【コンシェルジュマスター研修 リニューアルサイトの主な特徴】

2019年6月から、受講者の学習画面がより見やすく、使いやすくなりました。
スマートフォン対応もしております。



◎学習メニューの表示

▼自分が学習しているコンテンツと、まだ学習していないコンテンツが一目で分かるようにしました。

食と健康				
スマイルケア食	テキスト	問題・解答		取得ポイント
■スマイルケア食-1 そしゃく・えん下・とろみ調整食品 (1点)	有	合格		1
■スマイルケア食-2 低栄養と改善のための商品選び (1点)	有	未提出		0
■スマイルケア食-3 水分補給と脱水症対策 (1点)	有	未提出		0
■スマイルケア食-4 口腔ケアと関連商品 (1点)	有	合格		1
■スマイルケア食-5 スマイルケア食とその選び方 (1点)	有	未提出		0
■スマイルケア食-6 UDFの基本と活用方法 (1点)	有	合格		1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)				0
テーマ合計ポイント				3

すべての問題回答が合格し、結果を事務局に提出をした方は、「合格」と表示されます。
まだ、回答していない方、または回答途中の方は、「未提出」と表示されます。

▼すべてのテーマを修了すると「合格」マークが表示されます。

ヘルスケア				
正しい薬の飲み方・使い方	テキスト	問題・解答		取得ポイント
正しい薬の飲み方・使い方-1 服用の現状-問題提起- (1点)	有	合格		1
正しい薬の飲み方・使い方-2 薬の正しい服用方法 (1点)	有	合格		1
【広帯】正しい薬の飲み方・使い方-3 薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー (無糖角散) (1点)	有	合格	合格	1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)				2
テーマ合計ポイント				5

▼学習メニューの下部に現在のポイントが表示されています。

コンテンツの問題をすべて合格し結果を事務局に提出すると、すぐにポイントが加算されます。
※地域情報収集シートのポイントは、今まで通り月末締め、翌月10日に加算とします。

現在の取得ポイント	37点
コンシェルジュマスター-Aまで	あと63点
コンシェルジュマスター-AAまで	あと163点
コンシェルジュマスター-AAAまで	あと263点

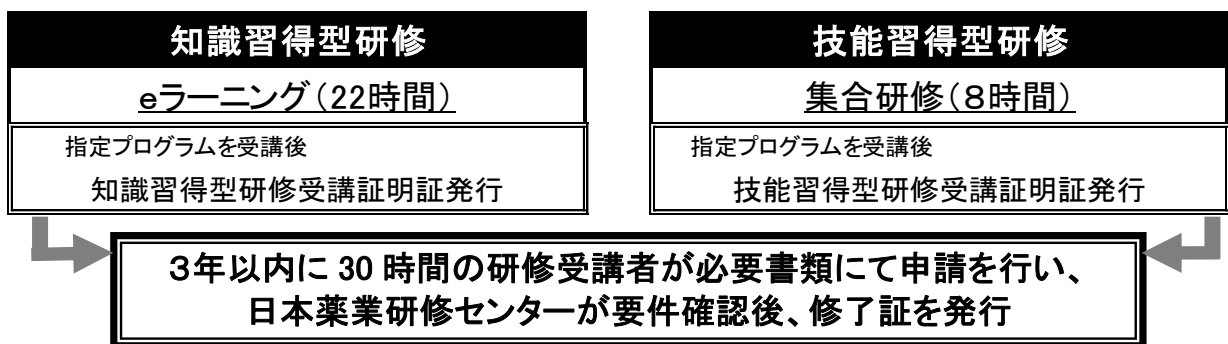
問題・回答のポイントは、
ここに加算されます

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、一昨年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習
年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回	①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3)法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加入している薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者:日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

■カリキュラム

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座				○応用講座			
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬		

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

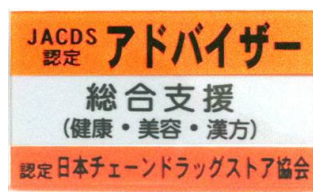
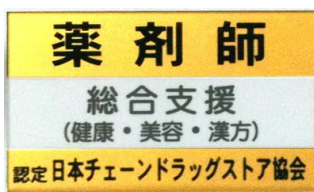
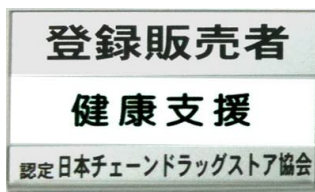
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ **JACDS**
日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

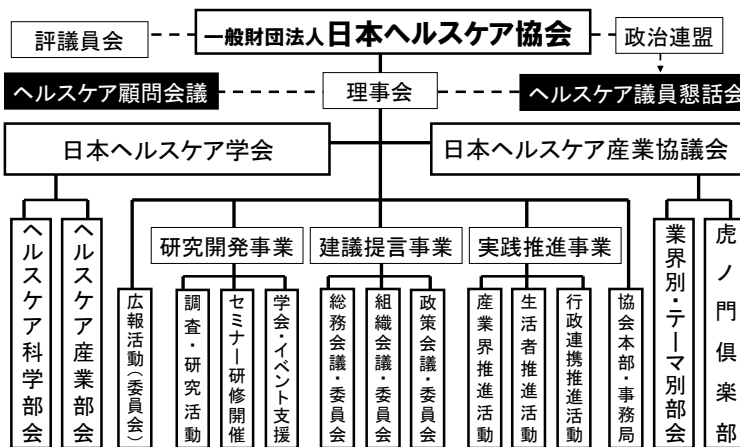
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能性表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2019年2月15日午後4時から2020年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険: 1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険: 1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額は業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と同額かつ共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害					
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2019年

■ 薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

＜補償内容＞

業務危険：1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険：対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万／対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約（業務危険・施設危険）と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,170
3月25日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月27日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月26日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月25日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

＜補償内容＞

Aタイプ：業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ：業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ：業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ：1,260円

Bタイプ：1,420円

Cタイプ：1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月27日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月26日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(9月26日) ※山形県、埼玉県、佐賀県、熊本市

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、店頭での適切な情報提供にご協力をお願いします。【資料:後頁5ページ分あり】

2. 「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」の一部改正について

—医薬・生活衛生局長(9月30日) ※熊本市

国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例が施行されたことを受けての周知依頼です。お目直しをお願いします。【資料:後頁13ページ分あり】

3. 患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(10月1日) ※埼玉県、千葉県、三重県、佐賀県

平成31年3月26日よりPMDAにおいて、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しています。後頁の資料に目を通していただき、店舗での周知に協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

4. 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第21回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2018年年报」の周知について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(10月7日) ※埼玉県、熊本市

医療機関・薬局等におけるヒヤリ・ハット事例の発生防止のため、周知依頼です。後頁ならびにホームページの資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

公益財団法人日本医療機能評価機構

<http://www.yakkyoku-hiyari-jcqh.or.jp/contents/report/index.html>

5. 長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書及びリーフレットの送付について

—労働基準局監督課(10月16日)

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁5ページ分あり】

6. 令和元年台風第19号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

—厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(10月18日)

災害により診療録などの文書が滅失した場合の取扱いに関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁8ページ分あり】

【経済産業省】**7. 令和元年度 8 月 13 日から 9 月 24 日までの暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について**

—中小企業庁事業環境取引課(10月17日)

災害発生時における下請中小企業との取引に関する周知です。後頁の資料をご確認いただき、適切な対応にご協力をお願いします。【資料:後頁5ページ分あり】

8. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(7月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の7月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【農林水産省】**9. 豚コレラに関する正しい知識の普及などについて** —消費・安全局長(10月15日)

豚コレラへの新たな対策としてワクチン接種が実施される事にもなつての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁5ページ分あり】

【東京都】**10. 洗剤類のつめ替え、移し替えにおける安全性に関する調査の結果報告について**

—生活文化局 消費生活部長(9月30日)

開封時に洗剤がはねて目に入った、アルカリ性洗剤を入れた飲料用アルミ缶が突然破裂してやけどを負ったなど、つめ替えや移し替えに伴う事故が発生しています。後頁ならびにホームページの資料に目を通していただき、店頭等での生活者の方への周知に協力をお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

啓発パンフレット、調査結果報告書は以下の URL からダウンロードいただき、ご確認下さい。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/detergent_press.html



薬生安発 0926 第 1 号
令和元年 9 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度の周知について

日頃から医薬品・医療機器等の安全確保対策に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度は、医薬関係者等が、医薬品、医療機器又は再生医療等製品について副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときに、厚生労働大臣に対し副作用等を報告するものです(注)。報告された情報は専門的観点から分析又は評価され、必要な安全対策を講ずるとともに、広く医薬関係者等に情報を提供することで、市販後安全対策の確保を図ります。

本制度のより一層の普及を図るため、「医薬品・医療機器・再生医療等製品等の副作用・感染症・不具合報告のお願い」とともに啓発ポスターを全国の医療機関・薬局等へ改めて配布することといたしました。

つきましては、本制度の趣旨を御理解いただき、本制度の普及のため、貴管下医療機関・薬局等への周知並びに貴職及び貴管下保健所における啓発ポスターの常備につき特段の御配慮をお願いいたします。

(注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 68 条の 10 第 2 項



医薬品・医療機器・再生医療等製品等の副作用・感染症・不具合報告のお願い

医薬品・医療機器・再生医療等製品等の安全性を確保するためには、市販後に、副作用・感染症・不具合が生じた症例の情報を収集し、評価し、医療の現場に情報提供していくことが重要です。

このため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」においては、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、その他の医薬関係者の皆様に、医薬品・医療機器・再生医療等製品等の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）にご報告いただくことを求めています。これを「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」と称しています。

○ご報告いただきたい事例

医薬品・医療機器・再生医療等製品等の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報をご報告ください。医薬品・医療機器・再生医療等製品等との因果関係が必ずしも明確でない事例もご報告ください。

また、任意の報告となりますが、医薬部外品・化粧品についても副作用の情報をご報告ください。

いただいた情報は、専門的観点から分析、評価され、医薬品・医療機器・再生医療等製品等の市販後安全対策に活かされることとなります。

○ご報告いただいた情報の取扱い

PMDAにご報告いただいた情報は、PMDAのデータベースに集積します。

また、原則として、PMDAを通じて当該医薬品・医療機器・再生医療等製品等の製造販売業者等へ情報提供いたします。必要に応じて、PMDA又は製造販売業者等から詳細調査を行う場合があります。

さらに、いただいた情報の一部は、安全対策の一環として、公表することがありますが、その場合、報告者の氏名、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公表いたしません。

医薬関係者の皆様におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、日常、医療の現場で医薬品・医療機器・再生医療等製品等の副作用・感染症・不具合の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断したときには、電子メール、ファクス又は郵送によりご報告くださいますようお願いいたします（可能な限り電子メールによる報告をお願いします。）。報告用紙は、インターネットの以下のサイトで入手できます。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

令和元年9月

医薬関係者 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

医薬品・医療機器等安全性情報報告制度

医薬品・医療機器・再生医療等製品等による
副作用・感染症・不具合について**報告**してください。



当該報告は
医薬関係者の義務
です。

(医薬品医療機器法 第68条の10第2項)

**既知^{※2}・因果関係が
不明な場合でも
ご報告ください。**

**医薬部外品および
化粧品についても
報告対象です。**

※2 既知とは、添付文書等から予測することができるもの

**報告用紙はインターネットで
入手いただけます**

また、医療関係団体が発行する
定期刊行物への綴り込みを行っ
ています。



<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>



電子メール
による報告

メールアドレス
anzensei-hokoku@pmda.go.jp



ファクス
による報告

FAX番号
0120-395-390



郵送
による報告

〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

報告は「PMDA^{※1} 安全性情報・企画管理部情報管理課」まで

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合の発生や疑いがあれば、速やかに報告をお願いします。

(医薬部外品、化粧品についても報告をお願いします。)

電子メール、ファクス、郵送で受け付けています。



電子メールによる報告

メールアドレス

anzensei-hokoku@pmda.go.jp



ファクスによる報告

FAX番号

0120-395-390



郵送による報告

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

◆ 制度の趣旨

この制度は、日常の医療現場で医薬品、医療機器又は再生医療等製品を使用したことによって発生した健康被害などの情報(副作用情報、感染症情報又は不具合情報等)を、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬関係者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に報告する制度です。

厚生労働大臣とPMDAは報告された情報を専門的観点から分析、評価して、添付文書の改訂指示等の必要な安全対策につなげるとともに、広く医薬関係者に情報提供し、市販後の安全の確保に活かします。

◆ 報告対象施設・報告者

報告対象施設

すべての医療機関、薬局および店舗販売業者など

報告者(医薬関係者)

薬局・病院・診療所の開設者、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、その他病院などで医療に携わる方のうち業務上医薬品、医療機器又は再生医療等製品を取り扱う方

◆ 報告対象となる情報

医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用による副作用、感染症又は不具合等(医療機器又は再生医療等製品の場合は、健康被害が発生するおそれのある不具合も含む。)の発生について、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から報告の必要があると判断した情報(症例)

※医薬品、医療機器又は再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない場合や、既知の(添付文書等から予測できる副作用である)場合でも、報告をお願いします。

※この報告制度は、原則として、医薬品又は医療機器、再生医療等製品を対象としていますが、医薬部外品および化粧品についても、同様の健康被害があった場合には、報告をお願いします。

◆ 報告期限

特に報告期限はありませんが、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止の観点から、報告の必要性を認めた場合は速やかに報告してください。

◆ 情報の取扱いと秘密保持

報告された情報は、報告者の氏名、施設名および患者のプライバシーなどに関する部分を除き、公表することがあります。

なお、本制度に基づく報告における個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律に定める「利用目的による制限」および「第三者提供制限」の適用除外であることが定められておりますので、報告に当たっては安全対策のために必要かつ十分な情報の提供をお願いいたします。

また、報告された情報を専門的観点から分析、評価する過程で、PMDA又は製造販売業者による詳細調査が実施されることがございますのでご協力ください。

◆ その他

- ①報告者には、郵送により受領書を交付します。
- ②健康食品・無承認無許可医薬品によると疑われる健康被害については、最寄りの保健所にご連絡ください。

医薬品医療機器情報配信サービス(PMDA メディナビ)

PMDAメディナビは、医薬品、医療機器等の安全性に関する特に重要な情報が発出された時に、タイムリーにその情報をメールによって配信するサービスです。ご登録の上、ぜひご利用ください。

医薬品医療機器総合機構ホームページ

独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、ホームページで医薬品、医療機器等の安全性に関する情報を提供しています。

<http://www.pmda.go.jp/>

ワクチンの副反応疑い報告について

ワクチン接種後の副反応疑い報告は、報告用紙・報告方法が医薬品医療機器等安全性情報報告とは異なりますのでご注意ください。

報告用紙 予防接種後副反応疑い報告書をご使用ください。

<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/prev-vacc-act/0002.html>

※以下のURLから予防接種後副反応疑い報告書入力アプリをダウンロードできます。

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/vaccine-j/6366-vaers-app.html>

報告方法 独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全性情報・企画管理部情報管理課宛にお送りください。

ファクスによる報告

FAX: 0120-176-146

※医薬品医療機器等安全性情報報告の番号とお間違いのないようご注意ください。

その他 副反応疑い報告については受領書の発行はしていません

医薬品副作用被害救済制度、 生物由来製品感染等被害救済制度

医薬品、生物由来製品、再生医療等製品を適正に使用したにもかかわらず副作用や感染症が発生し、入院を必要とする程度の健康被害を受けた人又はその遺族に、医療費、障害年金、遺族年金等を給付する制度です。医薬品等による健康被害を受けたと思われる患者さんがいらっしゃいましたら、この制度をご紹介します。

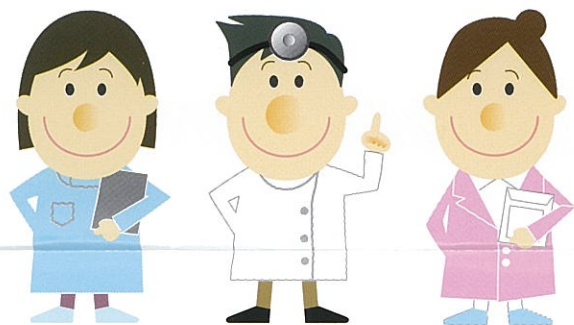
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
「救済制度相談窓口」

TEL: 0120-149-931

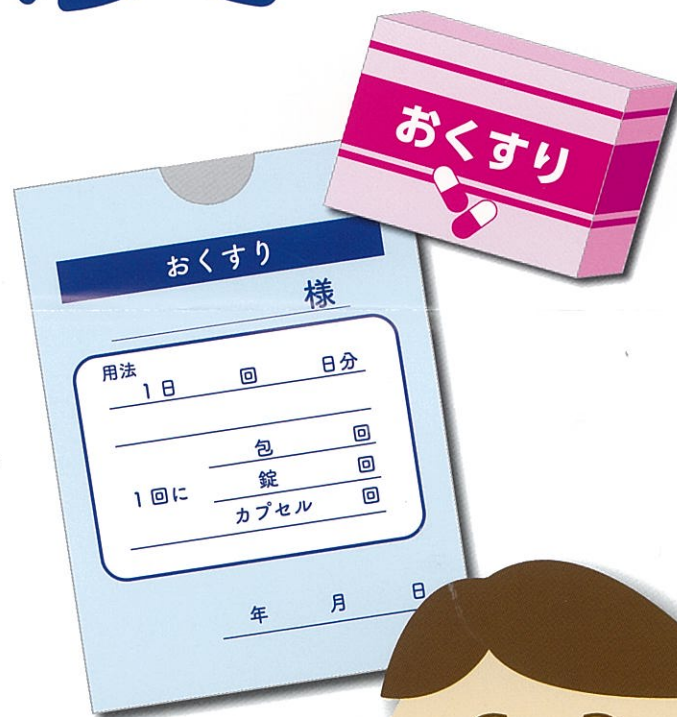
http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html
(受付時間: 午前 9:00 ~ 午後 5:00/ 月~金(祝日・年末年始を除く))

医薬品 副作用被害 救済制度

お薬を使うときに思い出しでください。



いざという
時のために



暮らしに
欠かせない
お薬だから。

お薬は正しく使っていても、副作用の起きる可能性があります。万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、医療費や年金などの給付をおこなう公的な制度があります。いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だからあなたもぜひ知っておいてください。

pmda 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構



ドクトルQ

救済制度
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）
Eメール：kyufu@pmda.go.jp

詳しくは または  で

薬生発 0930 第 5 号
令和元年 9 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」の一部改正について

「成長戦略フォローアップ 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病など、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。」こととされました。

これを受け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の特例措置に係る「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第 54 号）が本日公布及び施行されました。

この改正は、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業における薬剤遠隔指導等（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 に規定する「薬剤遠隔指導等」をいう。以下同じ。）について、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 31 条に規定する場合を改正するものです。

つきましては、「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」（平成 29 年 11 月 10 日薬生発 1110 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の一部を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」（平成 29 年 11 月 10 日薬生発 1110 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の一部を次の表のように改正し、令和元年 9 月 30 日から適用する。

「国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について」
 (平成 29 年 11 月 10 日薬生発 1110 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知) の一部改正

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 2 特例の内容</p> <p>(2) 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として、利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、<u>次のいずれかに該当する場合に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること</u> (法第 20 条の 5 第 1 項第 2 号、施行規則第 31 条関係)。</p> <p>利用者から「薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出」とは、特定処方箋の薬局への提示があったことをいうこと。</p> <p><u>(ア) 当該利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合</u></p> <p><u>(イ) 当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合であって、次に掲げる要件を満たす</u></p>	<p>第 2 特例の内容</p> <p>(2) 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件</p> <p>① (略)</p> <p>② 利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として、利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、<u>当該利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合において、薬剤遠隔指導等を行わせるものであること</u> (法第 20 条の 5 第 1 項第 2 号、施行規則第 31 条関係)。</p> <p>利用者から「薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出」とは、特定処方箋の薬局への提示があったことをいうこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

場合

(i) 薬剤師・利用者関係

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせること。

(ii) 服薬指導計画の策定

薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該利用者ごとに、当該利用者の同意を得て服薬指導計画を策定させ、かつ当該計画に基づき薬剤遠隔指導等を実施させること。当該計画には、次の a) から d) までに掲げる事項を規定すること。

a) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項

b) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項薬剤遠隔指導等と対面での服薬指導の組合せに関する事項（頻度やタイミング等）を規定すること。

c) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項

薬剤遠隔指導等を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に対面での服薬指導に切り替え

る旨（情報通信環境の障害等により薬剤遠隔指導等を行うことができなくなる場合を含む。）を規定すること。

d) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

a) から c) までの事項の他、以下の事項についても規定することが望ましいこと。

- ・ 薬剤遠隔指導等の時間に関する事項（予約制等）
- ・ 薬剤遠隔指導等の方法（使用する情報通信機器、家族等の支援者又は看護者の同席の有無等）
- ・ 薬剤遠隔指導等においては、対面での服薬指導に比較して得られる情報が限られることを踏まえ、利用者が薬剤遠隔指導等に対し積極的に協力する必要がある旨
- ・ 急病急変時の対応方針（特定処方箋を交付する医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関との連絡体制、必要な場合の利用者搬送等の方法等）
- ・ セキュリティリスクに関する関係者の責任の範囲

(iii) 留意事項

薬剤遠隔指導等を行うに当たっては、次の a) から d) までに掲げる事項に留意すること。

a) 「当該利用者又は薬局開設者の事情により、対面での服薬指導が困難な場合」とは、かかりつけ薬剤

師・薬局と利用者居宅との距離が離れている場合、利用者の希望する頻度や時間どおりにかかりつけ薬剤師・薬局が在宅訪問を行えない場合等をいうこと。

b) 薬剤師と利用者との信頼関係の下、当該薬剤師は、当該患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握すべきであること。

c) 利用者は薬剤遠隔指導等の利益及び不利益を理解した上で薬剤遠隔指導等を希望すべきであること。

d) 服薬指導計画をあらかじめ共有するなど、薬剤師と特定処方箋を交付する医師又は歯科医師の連携がとられているべきであること。

③ (略)

(4) 登録に関する手続

①～⑥ (略)

⑦ 登録事項の変更届（法第20条の5第11項、第12項、第23項、施行規則第40条関係）

登録薬局開設者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。

都道府県知事は、当該届出を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録したうえで、その旨を公示するこ

③ (略)

(4) 登録に関する手続

①～⑥ (略)

⑦ 登録事項の変更届（法第20条の5第11項、第12項、第23項、施行規則第40条関係）

登録薬局開設者は、次に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。

都道府県知事は、当該届出を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録したうえで、その旨を公示するこ

<p>と。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>⑧ 登録事業の廃止（法第 20 条の 5 第 13 項、第 14 項、施行規則第 41 条）</p> <p>登録薬局開設者は、登録を受けた事業（以下「登録事業」という。）を廃止したときは、<u>10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ること。</u></p> <p>(5) 薬剤遠隔指導等の実施手順</p> <p>① 薬剤師と利用者との間での薬剤遠隔指導等の事前準備</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 服薬指導計画の策定</u></p> <p><u>登録薬局開設者は、(2) ② (イ) に基づき、利用者又は薬局開設者の事情により対面による服薬指導が困難な場合に薬剤遠隔指導等を実施する場合は、(2) ② (イ) (ii) の服薬指導計画を策定すること。この場合において、登録薬局開設者は、薬剤師に、あらかじめ、特定処方箋を交付する医師又は歯科医師に同計画を共有させるべきこと。</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>第 3 施行期日 平成 28 年 9 月 1 日</p>	<p>と。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>⑧ 登録事業の廃止（法第 20 条の 5 第 13 項、第 14 項、施行規則第 41 条）</p> <p>登録薬局開設者は、登録を受けた事業（以下「登録事業」という。）を廃止したときは、<u>遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出ること。</u></p> <p>(5) 薬剤遠隔指導等の実施手順</p> <p>① 薬剤師と利用者との間での薬剤遠隔指導等の事前準備</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>第 3 施行期日 平成 28 年 9 月 1 日</p>
--	--

(令和元年9月30日一部改正)

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1 改正の趣旨

- 平成 30 年 12 月に開催された国家戦略特区諮問会議において、かかりつけ薬剤師による服薬指導の実施等を含めた患者目線の観点から、都市部の一部におけるオンライン服薬指導の試行的実施を早期に実現するための検討を進めるとの方針が示されたところ。
- これを踏まえ、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業における薬剤遠隔指導等（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 20 条の 5 に規定する「薬剤遠隔指導等」をいう。以下同じ。）を実施できる場合を拡大するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）を次の①から③までのように改正する。
 - ① これまで、薬剤遠隔指導等を行わせる場合の条件を、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住地域における薬剤師等の数が少なく、薬局と当該利用者の居宅との距離が相当程度長い場合等であることとしてきた。本改正ではこれに加え、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、対面による服薬指導が困難な場合にも薬剤遠隔指導等を行わせることができることとする。
 - ② ①において新たに追加する薬剤遠隔指導等の実施に当たっては、薬局開設者が、薬剤師に、あらかじめ、対面により、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して服薬指導を行わせていることを要件とする。
 - ③ ①において新たに追加する薬剤遠隔指導等の実施に当たっては、薬局開設者が、薬剤師に、次に掲げる事項を定めた薬剤遠隔指導等に関する服薬指導計画を、あらかじめ本人の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従って薬剤遠隔指導を実施させることを要件とする。
 - (1) 薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項
 - (2) 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項
 - (3) 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項
 - (4) その他薬剤遠隔指導等において必要な事項

3 根拠法令

法第 20 条の 5 第 1 項

4 公布日等

公布日 : 令和元年 9 月 30 日

施行期日 : 公布日

○厚生労働省令第五十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表の
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(薬剤遠隔指導等を行わせる場合)</p> <p>第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づくものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合</p> <p>二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせることが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たす場合</p> <p>イ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせていること。</p> <p>ロ 薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者ごとに、次に掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。</p>	<p>(薬剤遠隔指導等を行わせる場合)</p> <p>第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。</p> <p>(新設)</p>

- | | |
|-----|---|
| (1) | 薬剤遠隔指導等を取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項 |
| (2) | 薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項 |
| (3) | 薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項 |
| (4) | その他薬剤遠隔指導等において必要な事項 |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



薬生安発 1001 第 1 号
令和元年 10 月 1 日

各 (都 道 府 県)
保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿
(特 別 区)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について (協力依頼)

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 26 日付け薬生安発 0326 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (以下「PMDA」という。)において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様に認知していただく必要があることから、別添のとおり、PMDAにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者にも周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

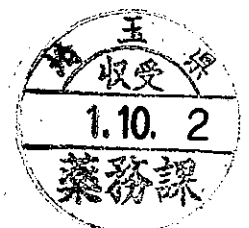
また、PMDAにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、PMDAのホームページからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

記

広報資料

(1) ポスター (A3)、リーフレット (A4) : 同一の図柄です



①PMDAからの配布：Eメール (kanjahokoku-question@pmda. go. jp) にて必要
部数と送付先をご連絡ください。

②PMDAホームページからのダウンロード

<https://www.pmda. go. jp/safety/reports/patients/0004. html>

(2) 広報誌用の媒体

別添にて広告例 (原稿) をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒
体をご希望の場合には、PMDAまでEメール (kanjahokoku-question@
pmda. go. jp) にてご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

Eメール： kanjahokoku-question@pmda. go. jp

(患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト)

<https://www.pmda. go. jp/safety/reports/patients/0004. html>

(本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

勝山 (内線 2744)、井澤 (内線 2699)

(代表電話) 03-5253-1111

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へ **くすりの副作用が出たら、**
Pmda **にお知らせください**

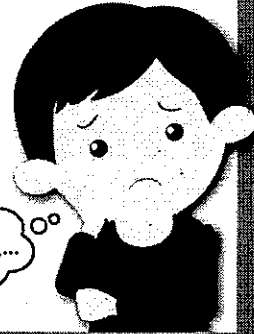
患者副作用報告

平成31年3月26日から正式に受付開始

詳細は



くすりの副作用かしら...



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

Pmda 医薬品医療機器総合機構

⚠️ ご注意 ⚠️

「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は



ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmda** **にお知らせください**

患者副作用報告

平成31年3月26日から正式に受付開始

詳細は



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

Pmda 医薬品医療機器総合機構

設立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構

ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmda** **にお知らせください**

患者副作用報告

平成31年3月26日から正式に受付開始

詳細は



PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

設立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構

ピー・エム・ディー・エー **くすりの副作用が出たら、Pmda** **にお知らせください**

患者副作用報告

平成31年3月26日から正式に受付開始

詳細は



PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)



設立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

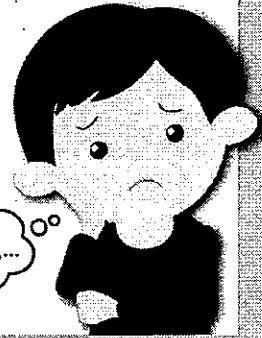
患者副作用報告

平成31年3月26日から正式に受付開始

詳細は



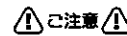
くすりの
副作用かしら...



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 (厚生労働省)



「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は
患者副作用報告とは別の手続きが必要です。

詳細は



ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

平成31年3月26日から
正式に受付開始

詳細は



PMDAくすり相談窓口 ☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構
(厚生労働省)

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

平成31年3月26日から
正式に受付開始

詳細は



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構
(厚生労働省)

PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、
Pmdaにお知らせください

患者副作用報告

平成31年3月26日から正式に受付開始

詳細は



PMDAくすり相談窓口

☎03-3506-9457

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



独立行政法人 **Pmda** 医薬品医療機器総合機構 (厚生労働省)

薬生総発 1007 第 6 号
薬生安発 1007 第 1 号
令和元年 10 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 21 回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2018 年 年報」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、平成 31 年 1 月から令和元年 6 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 21 回報告書」及び平成 30 年 1 月から 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例の収集・分析の内容をとりまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2018 年 年報」を公表しました。これらの報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>)。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。

記

1. 現在、本事業への参加登録等の手続きや診療報酬における取扱いに関する薬局からの問合せが集中しているとの報告を機構から受けています。このため、本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方をお願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL：

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12400000-Hokenkyoku/0000196837.pdf>

2. 本事業で平成31年1月から令和元年6月までに報告された件数は67,744件となり、そのうち、「調剤」の事例は15,077件、「疑義照会」の事例は52,561件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）
<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>



令和元年 10 月 16 日

日本チェーンドラッグストア協会の長 殿

厚生労働省労働基準局監督課

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書
及びリーフレットの送付について

労働基準行政の運営につきまして、平素より格別の御協力を頂き感謝申し上げます。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの原因である長時間労働の削減等、過重労働解消にむけた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、傘下の団体・企業等への周知啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省労働基準局監督課
特定分野労働条件対策係

河野

【連絡先】

03-5253-1111

(内線 5542)

令和元年 10 月 16 日

日本チェーンドラッグストア協会の長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

また、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）において 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年を引き続き、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に進め

ていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革や夏の生活スタイル変革（ゆう活）に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、大企業・親事業者の働き方改革等による、下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」に対しては、都道府県労働局及び各労働基準監督署での相談情報を地方経済産業局に提供するほか、大企業等に対して要請等を行うなど、「しわ寄せ」防止に向けた取組を関係省庁と連携を図って進めていることについて、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、さらに、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されることとなります。

- このため、長時間労働の削減等の問題について、厚生労働省においては、
- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
 - ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

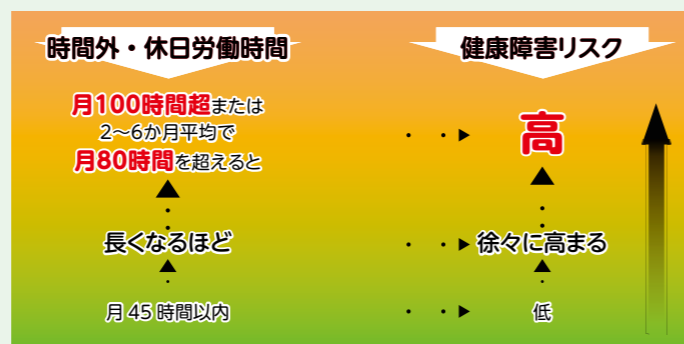
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。
(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。
(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)
※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル はい！ ろうどう
労働条件相談ホットライン **0120-811-610**
(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



事務連絡
令和元年10月18日

各
都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生（支）局医療課
地方厚生（支）局医事課
御中

厚生労働省医政局
医薬・生活衛生局
保険局

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに
令和元年台風第19号による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害により、別紙に掲げる医師法（昭和23年法律第201号）第24条の診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて（医療分野）」（平成23年3月31日付け厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局事務連絡。以下「平成23年事務連絡」という。）における平成23年事務連絡別紙に掲げる文書についての取扱いと同様とするので、貴課におかれてはこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村（保健所設置市を含む。）、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

以上

(別紙)

- ① 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条の診療録
- ② 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 23 条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 42 条の助産録
- ④ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 21 条第 1 項第 9 号、第 22 条第 2 号及び第 22 条の 2 第 3 号の診療に関する諸記録、第 22 条の 3 第 3 号の診療及び臨床研究に関する諸記録並びに第 22 条第 3 号、第 22 条の 2 第 4 号及び第 22 条の 3 第 4 号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第 46 条第 2 項の財産目録、第 51 条の 4 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定されている書類、同条第 2 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定されている書類、同条第 3 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定されている書類
- ⑥ 医療法第 46 条の 3 の 6 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）第 57 条第 2 項に規定されている議事録及び同条第 3 項に規定されている議事録の写し、第 46 条の 4 の 7 において準用する法人法第 193 条第 2 項に規定されている議事録及び同条第 3 項に規定されている議事録の写し、第 46 条の 7 の 2 第 1 項において準用する法人法第 97 条第 1 項に規定されている議事録、第 54 条の 7 において読み替えて準用する会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 684 条第 1 項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第 731 条第 2 項に規定されている議事録並びに第 58 条の 3 第 2 項（第 59 条の 2 において準用する場合を含む。）及び同法第 60 条の 4 第 2 項（第 61 条の 3 において準用する場合を含む。）に規定されている書類
- ⑦ 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 18 条第 1 項の譲渡証、第 28 条第 1 項の帳簿、第 30 条の 10 第 1 項の譲渡証
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 32 条第 1 項の譲渡証、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の帳簿並びに第 50 条の 23 第 2 項の記録
- ⑨ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 19 条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律 145 号）第 46 条第 1 項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第 49 条第 2 項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第 68 条の 7 第 3 項及び第 4 項の再生医療等製品に関する記録並びに第 68 条の 22 第 3 項及び第 4 項の特定生物由来製品に関する記録
- ⑪ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 27 条の処方せん及び第 28 条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和 62 年法律第 29 号）第 11 条の診療録、第 12 条の助産録、第 14 条の救急救命処置録及び第 15 条の指示書
- ⑬ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 46 条の救急救命処置録
- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）第 16 条第 1 項の再生医療等に関する記録及び第 45 条の特定細胞加工物の製造に関する記録

- ⑮ 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）第 12 条の記録
- ⑯ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 9 条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 6 条の調剤録及び処方せん
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条の 3 の書類
- ⑳ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の購入等に関する記録
- ㉑ 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）第 18 条の歯科衛生士の業務記録
- ㉒ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ㉓ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 18 条の帳簿
- ㉔ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉕ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号）第 18 条の帳簿
- ㉖ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 89 号）第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉗ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号）第 7 条第 8 号の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録、第 14 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録、第 34 条第 3 項において保管を求める再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書、第 67 条第 1 項の帳簿、第 71 条第 1 項の審査等業務の過程に関する記録及び同条第 2 項で保存を求める再生医療等提供計画並びに第 4 章に規定する文書及び記録
- ㉘ 臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）第 37 条第 1 項及び同条第 2 項の記録、第 51 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録、第 53 条第 2 項各号に掲げる書類及び同条第 3 項の記録、第 62 条第 1 項の記録、第 83 条第 1 項の帳簿並びに第 85 条第 2 項及び第 3 項の文書

事務連絡
平成23年3月31日

各
〔
都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生（支）局医療課
地方厚生（支）局医事課
〕
御中

厚生労働省医政局
医薬食品局
保険局

文書保存に係る取扱いについて（医療分野）

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

- (1) 別紙に掲げる文書（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされて

いる文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合（電磁的記録により保存を行っている医療機関等にあつては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。）には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあつてはこの限りでないこと。

- (2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称（一部を滅失した場合にはその範囲を含む。）等を記録した文書を作成し、保存すること。
- (3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。
- (4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添）の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知）において示された基準（以下「外部保存基準」という。）に従って、診療録等の外部保存（作成した医療機関等以外の場所におけ

る保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存（電気通信回線を通じて行うものを除く。）を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

- (1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。
- (3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

(別紙)

- ① 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条の診療録
- ② 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 23 条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 42 条の助産録
- ④ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 21 条第 1 項第 9 号、第 22 条第 2 号及び第 22 条の 2 第 3 号の診療に関する諸記録並びに第 22 条第 3 号及び第 22 条の 2 第 4 号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第 46 条第 2 項の財産目録、第 51 条の 2 第 1 項の事業報告書等、監事の監査報告書及び定款又は寄附行為並びに同条第 2 項の書類及び公認会計士等の監査報告書
- ⑥ 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 28 条第 1 項の帳簿
- ⑦ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 32 条第 3 項の譲渡証、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の帳簿並びに第 50 条の 23 第 2 項の記録
- ⑧ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 19 条の指示書
- ⑨ 薬事法（昭和 35 年法律 145 号）第 46 条第 1 項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第 49 条第 2 項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿並びに第 68 条の 9 第 3 項の生物由来製品に関する記録
- ⑩ 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 27 条の処方せん及び第 28 条の調剤録
- ⑪ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和 62 年法律第 29 号）第 11 条の診療録、第 12 条の助産録、第 14 条の救急救命処置録及び第 15 条の指示書
- ⑫ 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 46 条の救急救命処置録
- ⑬ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑭ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 9 条の診療録等
- ⑮ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 6 条の調剤録及び処方せん
- ⑯ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条の 3 の書類
- ⑰ 薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の譲受等に関する記録
- ⑱ 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第 46 号）第 18 条の歯科衛

生士の業務記録

- ⑱ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ⑳ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 18 条の帳簿
- ㉑ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉒ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号）第 18 条の帳簿

送付状

令和元年 10 月 17 日

関係事業者団体代表者（ご担当者） 各位

平素よりお世話になっております。

本要請文書※は、令和元年度八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨によって、佐賀県及び千葉県地域等において、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響が全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があることに鑑み、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、業界団体代表者各位に対して、不当な取引条件の押しつけ等がないよう、傘下の会員企業（親事業者となり得る事業者）へ周知いただくことを要請するものです。

本趣旨に御理解・御協力の程よろしくお願い致します。

<要請内容>

- ・親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押し付けることがないよう、十分に留意すること
- ・親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

また、今般の台風19号による中部、関東、東北地域等における被害に対しては、今回と同様に『要請文書』を発出させていただき予定でありますことを申し添えます。

※要請文書名：令和元年度八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

以上

担当：経済産業省

中小企業庁事業環境部取引課 浅田、羽柴

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1669

FAX 03-3501-6899

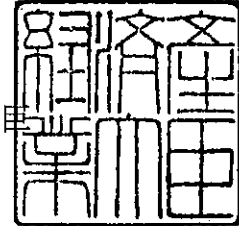
経済産業省

20191011中第1号

令和元年10月17日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨（令和元年八月から九月の前線等に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。））によって、佐賀県及び千葉県地域等において交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、当該暴風雨及び豪雨の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模地震発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなったといった相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないように、十分に留意すること（別添の参考参照）
2. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

(参考)

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{注1}及び下請法^{注2}における考え方について、公正取引委員会が東日本大震災時に取りまとめているので以下をご参照ください。

問1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客1人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力をを行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問6

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者に責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問8

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問9

親事業者は部品Aと部品Bによって商品Cを製造しており、部品Bについては下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品Aが手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品Bの受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問 10

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品をその下請事業者に保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者に負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常の発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常の発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

【引用・東日本大震災に関連する Q&A (公正取引委員会ホームページ)】

<http://www.iftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

注 1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注 2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2 0 1 9 年 7 月 分

July, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年7月の家電大型専門店販売額は4037億円、前年同月比でみると▲10.6%の減少となった。商品別にみると、生活家電が同▲20.7%の減少、通信家電が同▲15.3%の減少、カメラ類が同▲10.9%の減少となった。

一方、AV家電が同10.9%の増加、情報家電が同4.3%の増加、その他が同4.1%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,037	572	708	217	133	2,004	403	2,510
▲10.6	10.9	4.3	▲15.3	▲10.9	▲20.7	4.1	1.3

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年7月のドラッグストア販売額は5773億円、前年同月比でみると1.8%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同13.3%の増加、その他が同5.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.1%の増加、食品が同3.2%の増加、OTC医薬品が同1.3%の増加となった。一方、健康食品が同▲4.0%の減少、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同▲2.8%の減少、ビューティケア（化粧品・小物）が同▲2.0%の減少、トイレタリーが同▲1.0%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生用 品)・介護・ベ ビー	健康 食品	ビューティケ ア(化粧品・ 小物)	トイレ タリー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数
5,773	364	770	352	198	868	546	908	1,666	101	16,117
1.8	13.3	1.3	▲2.8	▲4.0	▲2.0	▲1.0	4.1	3.2	5.1	5.1

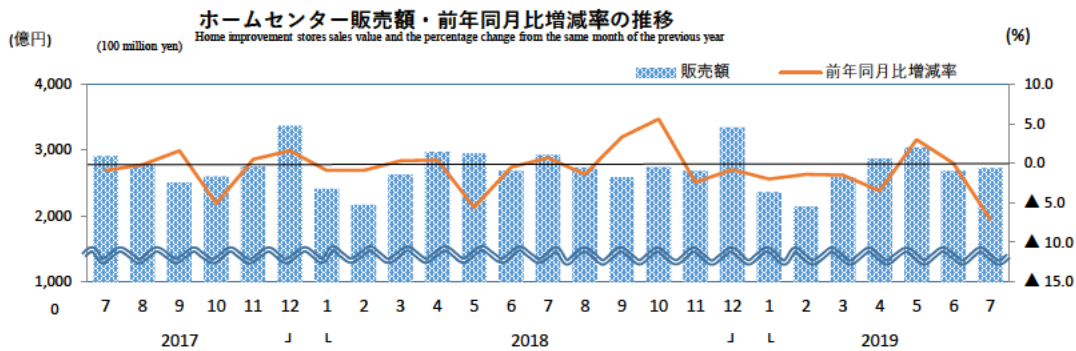
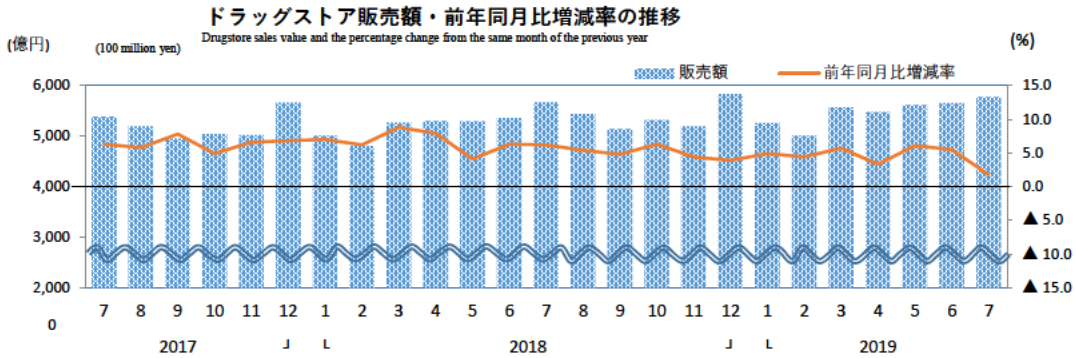
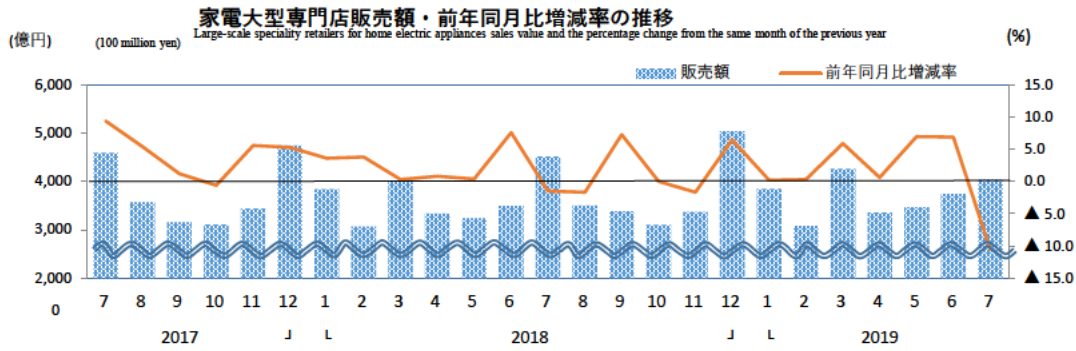
7. ホームセンター販売額の動向

2019年7月のホームセンター販売額は2724億円、前年同月比でみると▲7.1%の減少となった。商品別にみると、電気が同▲18.3%の減少、カー用品・アウトドアが同▲18.2%の減少、インテリアが同▲15.1%の減少、その他が同▲7.6%の減少、家庭用品・日用品が同▲6.7%の減少、オフィス・カルチャーが同▲5.7%の減少、DIY用具・素材が同▲2.7%の減少、園芸・エクステリアが同▲2.7%の減少となった。

一方、ペット・ペット用品が同0.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用具・ 素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・ 日用品	園 芸・ エクステリ ア	ペット・ ペット用品	カー用品・ アウトドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,724	593	178	192	625	387	227	148	119	258	4,353
▲7.1	▲2.7	▲18.3	▲15.1	▲6.7	▲2.7	0.2	▲18.2	▲5.7	▲7.6	0.7



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2016年	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	CY 2016
2017	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2016年度	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	FY 2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2018	44,164	2.1	2,496	64,401	5.3	15,878	32,734	▲0.5	4,338	2018
2018年 4~6月	10,070	2.9	2,478	15,954	6.1	15,284	8,609	▲2.0	4,317	Q2 2018
7~9	11,397	0.9	2,483	16,249	5.5	15,454	8,259	0.8	4,322	Q3
10~12	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4
2019年 1~3月	11,184	2.3	2,496	15,840	5.0	15,878	7,092	▲1.7	4,338	Q1 2019
4~6	10,559	4.9	2,510	16,748	5.0	16,059	8,595	▲0.2	4,352	Q2
2018年 5月	3,240	0.4	2,471	5,293	4.1	15,227	2,951	▲5.6	4,319	May 2018
6	3,496	7.6	2,478	5,359	6.3	15,284	2,686	▲0.5	4,317	Jun
7	4,516	▲1.5	2,478	5,670	6.2	15,338	2,931	0.7	4,321	Jul
8	3,499	▲1.7	2,481	5,436	5.4	15,372	2,737	▲1.4	4,317	Aug
9	3,381	7.3	2,483	5,143	4.8	15,454	2,590	3.3	4,322	Sep
10	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct
11	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec
2019年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2	3,074	0.3	2,490	5,010	4.4	15,748	2,139	▲1.4	4,333	Feb
3	4,261	5.9	2,496	5,571	5.7	15,878	2,590	▲1.5	4,338	Mar
4	3,354	0.6	2,502	5,478	3.3	15,958	2,870	▲3.5	4,345	Apr
5	3,466	7.0	2,500	5,617	6.1	16,035	3,040	3.0	4,346	May
6	3,738	6.9	2,510	5,654	5.5	16,059	2,685	▲0.0	4,352	Jun
7	4,037	▲10.6	2,510	5,773	1.8	16,117	2,724	▲7.1	4,353	Jul

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー	健康食品	ビューティケ ア(化粧品・ 小物)	トイレットリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2016年	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	CY 2016
2017	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2016年度	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	FY 2016
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017
2018	6,440,133	395,121	888,789	427,642	220,656	972,780	608,576	978,655	1,834,055	113,859	15,878	2018
2018年 4~6月	1,595,408	94,582	217,874	103,211	54,927	246,580	153,780	243,703	453,455	27,296	15,284	Q2 2018
7~9	1,624,911	94,938	218,087	102,671	58,152	246,814	155,745	250,691	468,726	29,087	15,454	Q3
10~12	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4
2019年 1~3月	1,583,958	103,048	226,846	113,954	53,254	232,281	144,758	230,695	451,452	27,670	15,878	Q1 2019
4~6	1,674,815	106,467	223,911	104,742	56,030	255,042	156,560	256,152	485,959	29,952	16,059	Q2
2018年 5月	529,323	30,779	72,521	34,179	18,327	81,395	51,056	81,028	150,932	9,106	15,227	May 2018
6	535,930	31,766	71,751	34,160	18,796	81,760	52,001	83,451	152,991	9,254	15,284	Jun
7	566,997	32,152	76,035	36,221	20,605	88,625	55,136	87,214	161,378	9,631	15,338	Jul
8	543,636	31,669	73,444	34,033	19,539	82,353	51,831	83,347	157,968	9,452	15,372	Aug
9	514,278	31,117	68,608	32,417	18,008	75,836	48,778	80,130	149,380	10,004	15,454	Sep
10	532,109	33,188	73,883	34,213	18,188	80,112	50,352	82,261	150,725	9,187	15,481	Oct
11	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov
12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec
2019年 1月	525,833	32,556	76,118	39,899	17,971	76,204	47,859	78,139	147,564	9,523	15,688	Jan 2019
2	501,034	33,814	68,915	36,708	16,901	71,357	45,713	72,514	146,441	8,671	15,748	Feb
3	557,091	36,678	81,813	37,347	18,382	84,720	51,186	80,042	157,447	9,476	15,878	Mar
4	547,770	36,695	74,132	34,890	18,016	83,934	50,650	80,987	158,790	9,676	15,958	Apr
5	561,661	34,413	75,789	34,995	18,802	85,266	52,490	86,856	162,798	10,252	16,035	May
6	565,384	35,359	73,990	34,857	19,212	85,842	53,420	88,309	164,371	10,024	16,059	Jun
7	577,264	36,425	77,005	35,202	19,777	86,833	54,571	90,774	166,556	10,121	16,117	Jul
2016年	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	CY 2016
2017	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2016年度	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	FY 2016
2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.7	8.4	7.1	5.3	2018
2018年 4~6月	6.1	2.8	3.6	0.9	6.2	7.6	5.7	4.9	9.4	5.2	5.0	Q2 2018
7~9	5.5	1.3	1.5	0.4	9.3	5.6	4.8	4.2	9.7	10.2	4.9	Q3
10~12	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4
2019年 1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.1	6.6	8.1	5.3	Q1 2019
4~6	5.0	12.6	2.8	1.5	2.0	3.4	1.8	5.1	7.2	9.7	5.1	Q2
2018年 5月	4.1	3.0	1.2	▲1.0	5.7	5.4	3.1	2.9	7.6	0.8	4.9	May 2018
6	6.3	1.3	2.4	1.4	6.0	5.6	6.9	6.5	10.2	11.1	5.0	Jun
7	6.2	2.9	2.8	2.1	10.6	6.1	5.3	4.4	10.4	5.9	5.0	Jul
8	5.4	2.8	1.0	0.1	10.3	6.9	4.9	3.0	9.5	6.2	4.9	Aug
9	4.8	▲1.6	0.7	▲1.0	6.9	3.6	4.2	5.3	9.1	19.1	4.9	Sep
10	6.3	5.2	3.4	1.9	7.8	7.4	5.7	6.1	8.9	3.6	4.8	Oct
11	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec
2019年 1月	4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9	Jan 2019
2	4.4	8.5	2.8	1.1	4.1	4.6	2.6	3.9	5.6	8.0	5.0	Feb
3	5.7	3.6	3.8	3.4	4.4	4.0	5.4	7.2	8.1	8.9	5.3	Mar
4	3.3	14.5	0.7	0.1	1.2	0.6	▲0.1	2.2	6.2	8.3	5.3	Apr
5	6.1	11.8	4.5	2.4	2.6	4.8	2.8	7.2	7.9	12.6	5.3	May
6	5.5	11.3	3.1	2.0	2.2	5.0	2.7	5.8	7.4	8.3	5.1	Jun
7	1.8	13.3	1.3	▲2.8	▲4.0	▲2.0	▲1.0	4.1	3.2	5.1	5.1	Jul

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

Sales value (million yen)

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2016年	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	C Y 2016
2017	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2016年度	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	F Y 2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,530	191	120,427	304	40,768	127	51,753	155	2018
2018年 4～6月	64,858	676	13,602	155	18,056	184	29,767	277	9,947	117	12,752	132	Q2 2018
7～9	67,711	683	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3
10～12	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4
2019年 1～3月	67,361	693	13,582	162	18,035	191	30,054	304	10,014	127	12,898	155	Q1 2019
4～6	68,395	696	14,504	164	19,510	190	31,629	310	10,798	130	13,707	156	Q2
2018年 5月	21,056	676	4,468	154	5,915	181	9,636	274	3,247	117	4,121	132	May 2018
6	22,328	676	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun
7	22,331	679	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul
8	23,162	679	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug
9	22,218	683	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep
10	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年 1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,712	191	9,577	289	3,200	124	4,148	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,140	191	10,074	304	3,312	127	4,299	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,285	189	10,416	308	3,495	128	4,572	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,521	189	10,431	308	3,610	130	4,507	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,704	190	10,782	310	3,693	130	4,628	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,546	191	11,030	316	3,737	131	4,864	157	Jul
2016年	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	C Y 2016
2017	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2016年度	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	F Y 2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2018年 4～6月	5.2	2.9	6.5	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2 2018
7～9	3.3	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3
10～12	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4
2019年 1～3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4～6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.1	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	7.5	18.2	Q2
2018年 5月	4.5	3.2	6.0	6.9	3.8	4.0	3.6	5.0	5.6	5.4	6.3	10.9	May 2018
6	5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun
7	0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul
8	4.0	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug
9	5.3	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep
10	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年 1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.6	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	4.6	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.2	4.4	8.3	12.4	11.2	11.1	9.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.3	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	5.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	0.8	3.2	4.4	14.1	4.3	9.2	6.6	17.2	Jul

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments	
2016年	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
2017	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2016年度	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,730	199	167,749	380	124,276	266	117,077	293	387,229	1,046	315,272	796	683,010	1,783
2018年 4~6月	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,036	1,019	77,730	777	170,852	1,677
7~9	22,998	191	43,179	366	32,018	257	29,468	286	96,837	1,023	78,953	779	168,945	1,684
10~12	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
2019年 1~3月	22,091	199	41,632	380	30,876	266	29,188	293	95,340	1,046	77,753	796	169,547	1,783
4~6	22,930	203	42,692	379	31,693	272	30,138	296	99,990	1,060	82,031	805	180,215	1,793
2018年 5月	7,073	189	13,512	357	10,026	245	9,486	287	32,181	1,014	25,911	773	56,577	1,672
6	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,119	1,019	26,229	777	56,534	1,677
7	7,751	190	14,879	361	10,848	250	10,102	285	34,286	1,021	27,647	780	60,205	1,678
8	7,925	191	14,688	363	11,011	252	9,980	286	31,949	1,021	26,229	775	55,505	1,680
9	7,322	191	13,612	366	10,159	257	9,386	286	30,602	1,023	25,077	779	53,235	1,684
10	7,124	191	13,606	370	9,963	259	9,489	288	32,046	1,025	25,583	779	56,795	1,693
11	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
2019年 1月	7,678	193	14,258	378	10,548	263	9,846	290	31,631	1,034	25,874	795	55,218	1,726
2	7,168	194	13,328	378	10,007	265	9,483	292	29,526	1,042	24,453	796	52,704	1,731
3	7,245	199	14,046	380	10,321	266	9,859	293	34,183	1,046	27,426	796	61,625	1,783
4	7,552	199	14,066	380	10,562	268	9,876	294	32,230	1,049	26,280	803	59,584	1,791
5	7,550	203	14,153	383	10,421	272	9,984	294	33,972	1,055	27,913	808	60,563	1,799
6	7,828	203	14,473	379	10,710	272	10,278	296	33,788	1,060	27,838	805	60,068	1,793
7	7,985	204	14,939	386	11,016	274	10,382	294	34,801	1,059	28,130	809	61,696	1,795
2016年	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
2017	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2016年度	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2018年 4~6月	5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	3.8	3.6	4.4	6.0	7.5	2.8
7~9	4.2	6.1	5.0	9.6	4.5	13.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.4	4.6	6.4	2.2
10~12	4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2019年 1~3月	5.6	5.9	5.6	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4~6	4.9	6.8	3.7	5.6	3.5	8.8	4.6	3.9	4.1	4.0	5.5	3.6	5.5	6.9
2018年 5月	2.6	8.0	1.6	7.9	4.0	11.4	3.6	5.9	2.3	3.5	2.4	5.6	5.3	3.3
6	4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.0	3.6	4.4	6.0	7.2	2.8
7	4.7	6.7	5.6	8.4	5.3	12.1	5.4	5.6	5.8	4.3	4.7	5.7	7.7	2.3
8	4.5	6.7	4.1	9.0	4.2	11.5	4.0	5.1	4.0	4.4	5.2	4.4	6.2	2.3
9	3.3	6.1	5.2	9.6	4.1	13.2	3.9	4.4	3.0	4.5	3.4	4.6	5.3	2.2
10	4.5	5.5	5.7	10.1	6.7	14.1	6.8	3.6	5.5	3.9	5.3	4.4	9.2	2.9
11	4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12	3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019年 1月	4.3	4.9	4.5	8.0	5.3	15.4	5.0	2.8	5.7	3.7	4.9	4.1	4.3	4.1
2	5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.3	3.9	1.8	4.3	3.4	3.6	3.2	4.3
3	7.2	5.9	6.9	7.3	5.8	13.2	4.8	3.2	7.2	4.9	5.7	3.9	4.2	6.6
4	4.0	5.9	4.1	6.7	4.1	12.1	3.3	3.2	1.6	4.3	2.7	4.4	3.2	7.2
5	6.7	7.4	4.7	7.3	3.9	11.0	5.2	2.4	5.6	4.0	7.7	4.5	7.0	7.6
6	4.0	6.8	2.3	5.6	2.5	8.8	5.1	3.9	5.2	4.0	6.1	3.6	6.3	6.9
7	3.0	7.4	0.4	6.9	1.5	9.6	2.8	3.2	1.5	3.7	1.7	3.7	2.5	7.0

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	C Y	2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222		2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	F Y	2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223		2017
462,745	1,074	109,398	315	74,535	157	82,772	170	68,468	134	51,028	140	80,945	233		2018
114,487	1,041	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,469	126	12,654	138	19,595	227	Q2	2018
115,549	1,049	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	12,999	138	20,565	232	Q3	
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4	
113,969	1,074	26,822	315	18,190	157	20,464	170	17,035	134	12,350	140	20,351	233	Q1	2019
121,294	1,088	27,896	320	19,287	162	21,544	171	17,469	136	12,900	142	20,786	234	Q2	
38,355	1,042	8,851	306	6,027	156	6,600	162	5,446	125	4,219	137	6,495	227	May	2018
38,216	1,041	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,652	126	4,230	138	6,597	227	Jun	
40,806	1,044	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,543	138	7,048	228	Jul	
38,380	1,045	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,415	138	7,021	228	Aug	
36,363	1,049	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,041	138	6,496	232	Sep	
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct	
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov	
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec	
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan	2019
35,676	1,070	8,478	315	5,907	158	6,722	170	5,608	132	4,023	140	6,377	231	Feb	
40,440	1,074	9,119	315	6,068	157	6,867	170	5,806	134	4,084	140	7,122	233	Mar	
39,043	1,079	9,156	318	6,371	160	6,971	170	5,728	134	4,293	141	6,888	234	Apr	
41,582	1,086	9,327	318	6,418	161	7,135	170	6,010	135	4,309	142	6,985	235	May	
40,669	1,088	9,413	320	6,498	162	7,438	171	5,731	136	4,298	142	6,913	234	Jun	
41,943	1,095	9,674	319	6,518	163	7,310	171	5,559	136	4,485	142	7,259	235	Jul	
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	C Y	2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7		2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	F Y	2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018
2.7	2.7	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.7	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2	2018
3.3	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.8	6.5	7.9	Q3	
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4	
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1	2019
5.9	4.5	4.0	4.6	5.0	3.8	6.4	4.9	6.1	7.9	1.9	2.9	6.1	3.1	Q2	
1.4	3.4	3.4	7.4	8.4	0.6	3.4	1.3	11.1	10.6	3.3	6.2	5.3	8.1	May	2018
2.1	2.7	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.1	7.8	7.4	7.1	Jun	
4.1	3.2	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.5	5.3	7.6	7.0	Jul	
4.5	3.2	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.4	5.3	5.4	6.0	Aug	
1.1	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.8	6.6	7.9	Sep	
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct	
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov	
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec	
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan	2019
3.0	4.6	3.7	5.7	2.6	3.9	6.1	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	4.9	3.1	Feb	
4.6	4.5	7.3	3.6	5.0	0.0	7.2	4.3	13.6	10.7	▲0.6	2.9	6.9	4.5	Mar	
3.0	4.4	3.6	3.9	4.8	1.9	3.5	3.7	6.6	8.1	2.1	2.9	5.9	4.0	Apr	
8.4	4.2	5.4	3.9	6.5	3.2	8.1	4.9	10.4	8.0	2.1	3.6	7.5	3.5	May	
6.4	4.5	3.1	4.6	3.9	3.8	7.7	4.9	1.4	7.9	1.6	2.9	4.8	3.1	Jun	
2.8	4.9	0.6	4.2	3.7	3.2	5.4	4.3	▲4.7	7.1	▲1.3	2.9	3.0	3.1	Jul	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数	
	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments	Establishments
2016年	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
2017	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2016年度	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,687	412	257,263	490	394,584	978	80,021	239	70,622	195	109,701	300	414,748	903
2018年 4～6月	38,019	394	63,023	472	97,738	931	19,731	230	17,136	189	27,365	283	108,662	901
7～9	39,421	403	64,621	480	98,625	942	19,996	232	17,523	191	27,176	286	104,464	920
10～12	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2019年 1～3月	38,214	412	63,551	490	96,968	978	19,814	239	17,647	195	26,824	300	98,307	903
4～6	40,815	422	66,054	496	103,753	994	20,954	240	18,801	201	29,319	303	108,084	920
2018年 5月	12,635	389	20,994	471	32,403	925	6,522	229	5,693	187	9,063	283	35,954	898
6	12,875	394	20,937	472	32,806	931	6,680	230	5,820	189	9,168	283	35,872	901
7	13,559	394	22,708	477	34,664	933	7,015	231	6,150	189	9,680	285	37,052	906
8	13,086	398	21,432	479	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,068	284	34,982	909
9	12,776	403	20,481	480	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,428	286	32,430	920
10	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年 1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2	12,304	411	19,938	489	30,750	973	6,285	239	5,574	196	8,453	293	31,155	903
3	13,555	412	22,503	490	34,457	978	7,046	239	6,230	195	9,688	300	36,149	903
4	13,093	415	22,114	491	33,693	985	6,848	237	6,120	198	9,664	301	35,987	913
5	13,770	418	22,048	492	34,467	989	6,944	237	6,253	200	9,780	303	35,899	920
6	13,952	422	21,892	496	35,593	994	7,162	240	6,428	201	9,875	303	36,198	920
7	14,001	422	22,614	496	36,526	1,005	7,318	242	6,477	201	10,032	304	36,119	928
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
2017	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2016年度	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2018年 4～6月	9.3	6.5	5.1	3.5	5.4	5.8	7.8	7.5	6.8	6.8	11.5	5.6	11.3	3.8
7～9	9.1	6.1	5.9	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.4	6.1	9.7	5.1	5.3	4.5
10～12	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2019年 1～3月	8.8	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.4	7.1	4.8	5.1	6.2	6.8	6.2	4.3	9.7	6.3	7.1	7.1	▲0.5	2.1
2018年 5月	7.7	5.7	3.1	3.3	3.2	5.8	5.8	7.0	4.4	5.6	8.4	5.6	10.3	3.8
6	10.6	6.5	4.9	3.5	5.4	5.8	9.2	7.5	9.1	6.8	12.2	5.6	10.4	3.8
7	9.1	5.1	6.9	4.6	5.9	5.7	8.4	7.9	10.2	6.8	12.2	5.9	7.5	4.4
8	8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.8	5.2	7.4	4.1
9	9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.8	5.1	0.7	4.5
10	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年 1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8
2	8.9	6.5	5.6	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.6	1.8
3	9.1	7.0	8.5	5.4	5.6	6.7	6.9	4.4	10.2	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	4.8	4.5	3.6	6.8	4.9	3.5	8.8	7.6	5.8	6.4	▲2.3	2.2
5	9.0	7.5	5.0	4.5	6.4	6.9	6.5	3.5	9.8	7.0	7.9	7.1	▲0.2	2.4
6	8.4	7.1	4.6	5.1	8.5	6.8	7.2	4.3	10.4	6.3	7.7	7.1	0.9	2.1
7	3.3	7.1	▲0.4	4.0	5.4	7.7	4.3	4.8	5.3	6.3	3.6	6.7	▲2.5	2.4

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	C Y 2016
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	F Y 2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
231,215	606	47,869	128	26,625	84	24,352	66	32,897	73	83,286	189	122,904	303	2018
57,366	584	11,715	122	6,503	81	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2 2018
58,622	590	11,948	124	6,728	81	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4
55,919	606	11,779	128	6,581	84	5,881	66	8,120	73	20,409	189	30,297	303	Q1 2019
59,650	613	12,747	127	7,002	84	6,320	69	8,464	74	21,283	193	31,118	304	Q2
19,009	583	3,887	121	2,147	80	2,029	65	2,704	71	6,773	183	9,792	294	May 2018
19,257	584	3,962	122	2,242	81	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun
20,796	586	4,233	123	2,338	81	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul
19,317	586	3,958	123	2,268	81	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug
18,509	590	3,757	124	2,122	81	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan 2019
17,550	601	3,668	127	2,081	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb
19,999	606	4,271	128	2,336	84	2,140	66	3,022	73	7,572	189	11,328	303	Mar
19,428	608	4,183	127	2,248	84	2,043	68	2,685	73	6,415	192	9,896	306	Apr
19,875	609	4,238	128	2,326	84	2,124	68	2,912	74	7,381	192	10,584	306	May
20,347	613	4,326	127	2,428	84	2,153	69	2,867	74	7,487	193	10,638	304	Jun
20,653	613	4,385	126	2,378	84	2,312	69	3,320	79	7,613	194	11,665	307	Jul
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	C Y 2016
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	F Y 2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
3.7	4.5	14.8	7.6	9.1	6.3	6.6	4.8	8.9	4.3	7.9	7.4	6.8	4.1	2018
4.4	3.0	13.8	14.0	5.4	6.6	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2 2018
4.2	3.1	16.2	14.8	10.5	8.0	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4
2.9	4.5	12.4	7.6	10.0	6.3	7.9	4.8	10.3	4.3	8.1	7.4	7.1	4.1	Q1 2019
4.0	5.0	8.8	4.1	7.7	3.7	5.6	3.0	7.2	5.7	4.5	6.0	5.9	3.1	Q2
1.7	2.3	10.2	13.1	0.6	5.3	3.5	4.8	4.2	9.2	1.5	8.3	3.4	6.5	May 2018
4.9	3.0	18.8	14.0	14.4	6.6	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun
4.8	3.2	17.1	15.0	9.3	6.6	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul
3.6	3.2	16.4	15.0	10.3	6.6	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug
4.3	3.1	15.0	14.8	12.0	8.0	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan 2019
2.1	4.2	11.5	14.4	8.2	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb
5.1	4.5	11.4	7.6	12.9	6.3	7.6	4.8	10.7	4.3	13.9	7.4	9.2	4.1	Mar
1.7	3.6	8.2	6.7	6.3	6.3	6.8	6.3	6.9	4.3	▲6.3	7.3	2.8	4.8	Apr
4.6	4.5	9.0	5.8	8.3	5.0	4.7	4.6	7.7	4.2	9.0	4.9	8.1	4.1	May
5.7	5.0	9.2	4.1	8.3	3.7	5.3	3.0	6.9	5.7	10.8	6.0	6.9	3.1	Jun
▲0.7	4.6	3.6	2.4	1.7	3.7	3.1	3.0	8.6	12.9	▲0.4	7.2	2.0	3.7	Jul

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2016年	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
2017	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2016年度	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,168	185	34,375	79	46,334	121	86,327	225	30,626	85	275,528	699	43,830	92
2018年 4～6月	18,307	188	8,473	75	11,473	120	21,196	221	7,528	82	67,812	659	10,926	88
7～9	18,959	189	8,671	75	11,706	122	21,947	222	7,743	84	69,649	673	11,269	91
10～12	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
2019年 1～3月	17,973	185	8,459	79	11,326	121	21,114	225	7,539	85	68,170	699	10,608	92
4～6	19,096	189	9,076	79	12,228	122	22,611	225	7,932	87	72,372	708	11,168	92
2018年 5月	6,138	188	2,838	75	3,778	120	7,046	219	2,473	82	22,978	654	3,670	88
6	6,187	188	2,835	75	3,827	120	7,099	221	2,533	82	22,476	659	3,661	88
7	6,752	189	3,052	74	4,103	120	7,684	221	2,650	82	23,867	663	3,909	90
8	6,366	189	2,941	75	3,935	122	7,582	222	2,667	83	23,262	666	3,832	91
9	5,841	189	2,678	75	3,668	122	6,681	222	2,426	84	22,520	673	3,528	91
10	6,151	182	2,847	75	3,874	124	7,243	222	2,574	85	23,116	677	3,621	91
11	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
2019年 1月	5,815	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,130	688	3,586	93
2	5,714	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,443	696	3,358	93
3	6,444	185	2,995	79	4,054	121	7,500	225	2,570	85	24,597	699	3,664	92
4	6,138	186	2,969	80	3,869	122	7,451	226	2,608	86	24,356	700	3,649	92
5	6,486	189	3,051	80	4,110	122	7,626	225	2,670	86	24,110	704	3,786	92
6	6,472	189	3,056	79	4,249	122	7,534	225	2,654	87	23,906	708	3,733	92
7	6,750	188	3,106	80	4,188	119	7,562	225	2,708	87	24,527	709	3,796	91
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2016年	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
2017	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2016年度	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	4.2	5.2	3.7	7.2	7.7	4.9	5.7
2018年 4～6月	2.8	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	7.1	5.8	5.3	2.3
7～9	2.8	3.8	4.3	2.7	9.1	13.0	7.6	6.2	4.2	7.7	7.7	7.0	5.6	4.6
10～12	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
2019年 1～3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	4.2	5.7	3.7	7.5	7.7	3.9	5.7
4～6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	1.8	5.4	6.1	6.7	7.4	2.2	4.5
2018年 5月	▲0.4	3.9	0.9	8.7	4.6	12.1	2.8	5.3	2.2	6.5	6.3	4.8	2.3	2.3
6	4.2	4.4	5.0	7.1	8.9	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.9	5.8	6.0	2.3
7	4.4	5.0	5.1	4.2	7.5	12.1	8.0	6.3	4.2	6.5	7.5	6.1	6.1	4.7
8	1.7	4.4	4.3	5.6	9.5	13.0	7.9	6.7	3.9	6.4	7.9	5.7	5.2	4.6
9	2.3	3.8	3.3	2.7	10.4	13.0	6.7	6.2	4.4	7.7	7.8	7.0	5.4	4.6
10	3.9	0.0	5.6	4.2	11.3	13.8	8.8	5.2	7.4	9.0	7.5	7.3	5.4	4.6
11	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
2019年 1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.5	7.5	4.3	6.9
2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.4	8.4	4.4	5.7
3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	4.2	5.8	3.7	5.8	7.7	3.2	5.7
4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.7	3.4	6.2	8.9	7.9	1.5	4.5
5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.7	8.0	4.9	4.9	7.6	3.2	4.5
6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	1.8	4.8	6.1	6.4	7.4	2.0	4.5
7	▲0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	1.8	2.2	6.1	2.8	6.9	▲2.9	1.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55	C Y	2016
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	F Y	2016
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017
57,595	120	85,785	176	61,697	121	60,679	120	80,475	194	29,921	77		2018
14,266	118	21,590	176	15,323	121	15,136	120	20,402	195	7,381	65	Q2	2018
14,868	120	21,913	177	15,567	121	15,454	121	20,594	195	7,535	66	Q3	
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4	
13,863	120	20,649	176	15,047	121	14,606	120	19,209	194	7,532	77	Q1	2019
14,755	120	22,301	177	15,949	121	15,478	120	20,178	193	7,899	79	Q2	
4,759	118	7,250	176	5,130	121	5,075	121	6,892	195	2,489	65	May	2018
4,802	118	7,213	176	5,114	121	5,050	120	6,812	195	2,481	65	Jun	
5,149	119	7,652	176	5,447	121	5,335	120	7,106	195	2,589	65	Jul	
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug	
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep	
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct	
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov	
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec	
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan	2019
4,386	120	6,544	176	4,782	121	4,609	121	6,083	193	2,454	76	Feb	
4,857	120	7,231	176	5,245	121	5,083	120	6,665	194	2,568	77	Mar	
4,812	120	7,317	177	5,264	121	5,107	122	6,636	193	2,609	76	Apr	
4,968	120	7,555	177	5,358	121	5,225	121	6,831	193	2,644	79	May	
4,975	120	7,429	177	5,327	121	5,146	120	6,711	193	2,646	79	Jun	
5,061	120	7,614	177	5,433	121	5,336	120	6,943	193	2,662	79	Jul	
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8	C Y	2016
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	F Y	2016
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017
3.1	2.6	1.7	1.1	3.9	0.8	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.0	24.2		2018
2.3	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.6	5.4	23.1	12.1	Q2	2018
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	3.0	3.7	13.8	10.0	Q3	
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4	
2.7	2.6	1.7	1.1	4.7	0.8	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	24.2	Q1	2019
3.4	1.7	3.3	0.6	4.1	0.0	2.3	0.0	▲1.1	▲1.0	7.0	21.5	Q2	
▲0.2	1.7	▲0.5	4.8	0.1	4.3	▲0.1	0.0	3.5	5.4	25.1	12.1	May	2018
3.7	1.7	3.4	4.1	4.5	3.4	3.6	0.0	5.8	5.4	19.9	12.1	Jun	
3.1	2.6	2.9	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	17.8	10.2	Jul	
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug	
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep	
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct	
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov	
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec	
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan	2019
2.4	1.7	1.9	2.3	5.2	1.7	0.4	0.8	▲0.7	1.6	10.8	22.6	Feb	
3.6	2.6	2.1	1.1	4.7	0.8	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	8.3	24.2	Mar	
2.3	1.7	2.7	1.1	3.6	0.8	1.9	0.8	▲0.9	0.0	8.2	18.8	Apr	
4.4	1.7	4.2	0.6	4.4	0.0	3.0	0.0	▲0.9	▲1.0	6.2	21.5	May	
3.6	1.7	3.0	0.6	4.2	0.0	1.9	0.0	▲1.5	▲1.0	6.7	21.5	Jun	
▲1.7	0.8	▲0.5	0.6	▲0.3	0.0	0.0	0.0	▲2.3	▲1.0	2.8	21.5	Jul	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	手持額 (百万円)	2018年6月	884,232	35,881	139,880	59,505	35,911	237,764	86,074	125,781	147,978	15,458	Q2 2018	Value (million yen) Commodity stocks	
		9	873,522	35,634	137,225	57,643	37,211	240,088	85,938	120,133	143,234	16,416	Q3		
		12	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4		
		2019年3月	941,830	42,030	147,177	62,311	38,166	256,843	90,673	132,866	155,356	16,408	Q1 2019		
		6	938,950	39,979	144,620	60,763	39,588	254,904	91,163	132,890	158,338	16,705	Q2		
	前年同期末比増減率 (%)	2018年6月	5.4	0.7	4.0	8.2	▲0.5	4.0	7.3	9.5	6.9	▲0.3	Q2 2018		Percentage change from the previous year (%) Inventory ratio
		9	6.9	1.5	5.3	6.1	9.7	6.3	9.0	10.2	7.0	5.8	Q3		
		12	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4		
		2019年3月	10.2	20.7	10.3	5.3	8.3	8.7	13.3	12.9	8.8	6.2	Q1 2019		
		6	6.2	11.4	3.4	2.1	10.2	7.2	5.9	5.7	7.0	8.1	Q2		
商品在庫率	在庫率 (%)	2018年6月	165.0	113.0	195.0	174.2	191.1	290.8	165.5	150.7	96.7	167.0	Q2 2018	Inventory ratio Percentage change from the previous year (%)	
		9	169.9	114.5	200.0	177.8	206.6	316.6	176.2	149.9	95.9	164.1	Q3		
		12	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4		
		2019年3月	169.1	114.6	179.9	166.8	207.6	303.2	177.1	166.0	98.7	173.2	Q1 2019		
		6	166.1	113.1	195.5	174.3	206.1	296.9	170.7	150.5	96.3	166.7	Q2		
	前年同期末比増減率 (%)	2018年6月	▲0.8	▲0.5	1.6	6.7	▲6.1	▲1.6	0.4	2.8	▲3.0	▲10.3	Q2 2018		Percentage change from the previous year (%)
		9	2.0	3.2	4.7	7.2	2.6	2.7	4.6	4.8	▲1.9	▲11.2	Q3		
		12	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4		
		2019年3月	4.3	16.6	6.3	1.8	3.7	4.5	7.5	5.3	0.6	▲2.4	Q1 2019		
		6	0.7	0.1	0.3	0.1	7.8	2.1	3.1	▲0.1	▲0.4	▲0.2	Q2		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

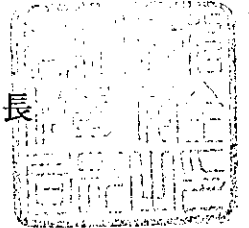
Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

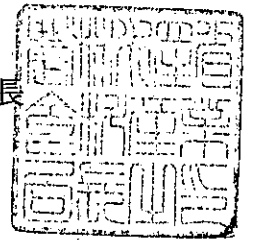
元消安第2910号
元食産第2753号
元生畜第921号
令和元年10月15日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

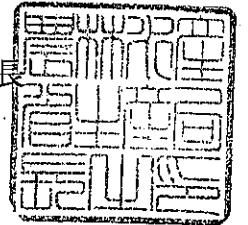
農林水産省消費・安全局長



食料産業局長



生産局長



豚コレラに関する正しい知識の普及等について

豚コレラに関する正しい知識の普及等については、平成30年9月10日付け及び平成31年2月7日付けの通知でお願いしているところです。

今般、豚コレラへの新たな対策として、豚コレラワクチンを接種することになります。当該ワクチンは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。旧「薬事法」）に基づいて承認を受け、我が国において長年の使用実績のある安全な動物用医薬品です。豚コレラワクチンの使用に当たり、ワクチンに関して正確にご理解いただくために、豚コレラに関するQ&Aを作成いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

今後とも、豚コレラに関する情報を随時、農林水産省のホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者の皆様に向けて、豚肉の安全性を含め正確な情報の提供に努めることとしております。

つきましては、貴会におかれましても、当該県産の豚肉の取扱いについて、「ワクチンを接種した豚肉は扱っていません」「〇〇県産の豚肉は扱っていません」といった不適切な告知や、ワクチンを接種したことのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、豚コレラ及び豚コレラワクチンに関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

豚コレラに関する Q&A

豚コレラは、豚やイノシシの病気であって、人に感染することはありません。また、感染した豚の肉が市場に出回ることもありません。仮に豚コレラに感染した豚の肉や内臓を食べても、人体に影響はありません。

Q 今回使用する豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べた場合、人の健康に影響はありますか。

A 今回使用する豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません。詳しくは以下をご覧ください。

Q1 豚コレラとは、どのような病気ですか。

A1 豚コレラ(Classical swine fever)は、豚コレラウイルスの感染による豚とイノシシの病気です。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されています。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととしています。

Q2 豚コレラとアフリカ豚コレラは、同じ病気ですか。

A2 症状は似ていますが、原因となるウイルスが異なる違う病気です。豚コレラの原因ウイルスは、フラビウイルス科ペスチウイルス属に分類されますが、アフリカ豚コレラ（African swine fever）の原因ウイルスは、アスファウイルス科アスフィウイルス属に分類されています。なお、アフリカ豚コレラウイルスも、人には感染しません。

Q3 これまでに、豚コレラの発生はありましたか。

A3 明治20年（1887年）、我が国で初めて豚コレラの発生が確認されました。昭和44年（1969年）に生ワクチンが開発され、発生が激減し、平成4年（1992年）を最後に発生は確認されていませんでした。

Q4 豚コレラウイルスは、人に感染しますか。

A4 豚コレラは豚とイノシシの病気です。人には感染しません。

Q5 豚コレラにかかった豚の肉は、市場に流通しますか。

A5 豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員（獣医師）が異常や疾病がないか検査し、合格したもののだけが市場に流通することになっています。と畜場で豚コレラであると確認された肉や内臓等については、検査不合格となり、市場に流通することはありません。

Q6 平成30年（2018年）9月の発生以降、どのような対策を行ってきましたか。

A6 豚コレラの対策については、平成30年9月の発生以降、衛生管理の徹底、早期出荷促進対策、防護柵の設置支援、捕獲強化や経口ワクチンの散布などの野生イノシシ対策等を実施してきました。

Q7 今回、豚コレラワクチンを接種するのはどうしてですか。

A7 豚コレラの防疫措置は、早期発見と感染した豚の処分を原則としています。豚コレラワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができますが、無計画かつ無秩序なワクチン使用は、感染した豚の存在を分かりにくくします。このため、予防的なワクチンの接種を原則行いません。

今般、野生イノシシにおいて、豚コレラの感染が拡大しており、衛生管理の向上等を図っても豚への感染防止が難しい場合に、豚への感染リスクが高い地域において、豚を対象にワクチンを接種し、豚コレラの発生を予防することにしました。

Q8 今回使用する豚コレラワクチンとはどのようなものですか。

A8 今回使用する豚コレラワクチン（以下、「豚コレラワクチン」）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。旧「薬事法」）に基づき、農林水産大臣が承認し、国が備蓄しているものです。有効性及び安全性は担保されています。

Q9 豚コレラワクチンは、日本で使用したことがありますか。

A9 昭和44年（1969年）から平成18年（2006年）まで、37年間にわたって、国内でほとんどの豚に使用していました。

Q10 この間、豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響を及ぼした事例はありますか。

A10 上記の法律に基づき、承認された医薬品は販売後に実際に使用した際の安全性等の情報を収集していますが、豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響があったという報告はありません。

Q11 豚コレラワクチンには、どのような成分が含まれていますか。

A11 豚に豚コレラを引き起こさせないよう病原性を弱くした豚コレラウイルスと添加剤が含まれています。

Q12 豚コレラワクチンに含まれる添加剤が人の健康に影響を及ぼすことはありませんか。

A12 豚コレラワクチンに含まれている添加剤は、①食品又は食品から通常摂取されている成分（塩化ナトリウム、精製水、乳糖）及び②食品衛生法に基づく食品添加物として使用されている成分（ポリビニルピロリドン、リン酸水素二ナトリウム、リン酸二水素ナトリウム）ですので、ワクチンに含まれている添加物の量であれば、人の健康に影響はありません。

Q13 豚コレラワクチンの成分は豚肉に残留しているのですか。

A13 豚コレラワクチンを接種した健康な豚は、体内で豚コレラに対する免疫を獲得します。人の予防接種のように免疫を獲得すると、ワクチンに含まれている豚コレラウイルスは体内から消失します。このため、ワクチンに含まれている豚コレラウイルスが豚肉に残留することはないと考えられます。なお、ワクチンの成分（Q11及び12参照）が万一残留したとしても、人の健康に影響はありません。



31生消生第320号

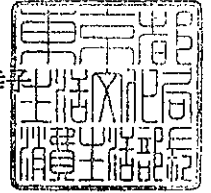
令和元年9月30日

日本チェーンドラッグストア協会

会長 池野 隆光 様

東京都生活文化局

消費生活部長 吉村 幸



洗剤類のつめ替え、移し替えにおける安全性に関する調査の実施結果について

平素より、東京都の消費生活行政に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、洗剤類のつめ替え、移し替えに伴う事故が発生していることから、洗剤類のつめ替え、移し替えにおける安全性に関する調査を行い、結果を別添資料のとおりまとめました。

つきましては、調査結果について情報提供いたしますので、貴職におかれましても業務の参考にいただければ幸いです。

【担当】

東京都生活文化局消費生活部生活安全課 尾崎

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎18階

電話 03-5388-3082 FAX 03-5388-1332

協会ホームページについて

- 第8回健康(セルメ)川柳コンクール募集開始(2019.10.1)
今年もたくさんの方からのご応募をお待ちしています。
- 第15回セルフメディケーションアワード作品募集開始!!(2019.9.20)
作品募集を開始しました。たくさんのご応募お待ちしております。
- 国税庁からの周知依頼に関して(消費税増税時の対応について)(2019.08.02)
国税庁より10月の消費税引上げに関する周知依頼がありましたのご案内しています。

事務局だより

- ・ 台風15号の風の脅威にさらされた1か月後、今度は台風19号の雨の脅威にさらされました。会員企業様の被災状況は復旧作業のあとでお知らせいただけたらと思っています。自宅での様子やニュースで台風の動向を気にしていた12日。電車がすべて止まるというのも異例でした。日本列島がすっぽり入りそうな台風の大きさに怖さを感じていました。そして、夜が明けてからの茶色い水の世界には目を疑いました。広範囲の浸水で亡くなったかたも増えていきました。協会では、被災地支援募金への協力を会員企業の皆さまに呼び掛けさせていただきました。ご検討のほど、よろしくお願いします。
- ・ 消費税の10%への増税&軽減税率の導入が、10月1日始まりました。会員企業の皆さまへのヒヤリングでは大きな混乱はなかったと聞いています。駆け込み需要と、導入後の落ち着き。あまり大きな落ち込みがないことを祈るばかりです。
- ・ プラスチック袋の削減に向け、国の考える有料化をJACDSとして協力していくことが機関決定されました。SDGs推進委員会で検討し、理事会で提案し満場一致で決まりました。スタート時期は、2020年4月1日もしくはオリンピック前の7月1日など、まだ定まっていないこともありますが、地球存続に向けた活動ですので、積極的に関わっていくこととなります。よろしくお願いします。
- ・ 濫用のおそれのある医薬品(OTC医薬品)を10代の若年層が大量に利用していると新聞、テレビで報道され、社会問題化しています。OTC医薬品のほとんどはドラッグストアで販売されています。また、昨年度の覆面調査では、濫用の恐れのある医薬品を複数購入するときの抑止力対応が半分になってしまいました。これはなんとかくい止めなくてはなりません。“濫用防止宣言”と合わせて、メーカーの皆さまと協議を続け、よい方法を導き出していきたいと思えます。

発行日	2019年10月21日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp